

中間報告（案）

高岡市男女平等推進プラン（第2次）

平成28年10月
高岡市男女平等推進市民委員会

目次

第1章 計画の策定に当たって

| | |
|----------------------|----|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画策定の背景 | |
| (1) 市の取り組み、県の動き、国の動き | 2 |
| (2) 社会状況の変化 | 5 |
| (3) 市民等の意識調査結果 | 9 |
| (4) 前計画の成果と課題 | 19 |

第2章 計画の基本的な考え方

| | |
|------------|----|
| 1 計画の基本理念 | 23 |
| 2 計画の基本目標 | 24 |
| 3 計画の性格と役割 | 25 |
| 4 計画期間 | 25 |
| 5 計画の体系表 | 26 |

第3章 計画の内容（基本計画）

| | |
|--|----|
| ・基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり | 27 |
| ・基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、働く場において女性が活躍できる環境づくり | 30 |
| ・基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり | 32 |
| ・基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進 | 35 |

第4章 計画の内容（事業計画）

| | |
|--|----|
| ・基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり | |
| 重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進 | 36 |
| 重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消 | 38 |
| 重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進 | 40 |
| ・基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、働く場において女性が活躍できる環境づくり | |
| 重点課題4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 43 |
| 重点課題5 働く場における女性の活躍支援 | 46 |
| 重点課題6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進 | 48 |

| | |
|------------------------------|----|
| ・基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり | |
| 重点課題7 あらゆる人に対する人権の尊重 | 50 |
| 重点課題8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶 | 53 |
| 重点課題9 国際化社会における理解と交流 | 54 |
| 重点課題10 男女の生涯を通じた健康支援 | 55 |
| ・基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進 | |
| 重点課題11 プランの有機的な推進 | 59 |

参考資料（予定）

- ・用語解説
- ・第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）の概要
- ・男女平等推進市民委員会名簿
- ・（年表）
- ・（関係法令）
- ・市民の相談窓口
- ・高岡市男女平等推進センターについて

第1章 計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

高岡市では、旧高岡市と福岡町それぞれのプランの趣旨等を受け継いだ「高岡市男女平等推進プラン」を平成19年度に策定し、「認めあい 支えあい 共に輝くひととまち」を目指して男女共同参画の実現と推進に取り組んできました。

男女共同参画の推進に向けた市民意識は着実に高まりつつありますが、依然として根強く存在する男女の固定的性別役割分担意識の解消への一層の取組が必要です。

平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進も重要となっています。

さらに、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立や、多様化する女性に対する暴力への対応、生活に困難を抱える女性への対応など、今日的課題への対応も求められています。

このような状況のもと、高岡市ではこれまでの成果や今日的な社会情勢などを踏まえこれまでの「高岡市男女平等推進プラン」の内容を見直し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの推進のため、「高岡市男女平等推進プラン」を策定します。

計画策定の背景

市の取り組み

平成17年11月、旧高岡市と福岡町が合併し、新「高岡市」がスタートしました。以降、本市においては、平成20年1月に策定した「高岡市男女平等推進プラン」に基づき、男女平等・共同参画社会実現のための取り組みを進めてまいりました。

同年9月には、「男女平等・共同参画都市宣言」を制定し、市民・事業者等と行政が一体となって男女平等・共同参画社会の実現を進める姿勢を市の内外に発信しました。

平成24年2月には、高岡市男女平等推進プランの前期計画期間終了に伴い、事業計画を見直して「男女平等推進プラン後期事業計画」を策定しました。また、あわせて「高岡市DV対策基本計画」を策定し、暴力を許さない社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。

平成24年4月からは男女平等推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を設置することにより、DV被害者に対する支援の迅速化、強化を図りました。

また、同年9月には仕事と生活の調和の実現に向け「高岡市ワーク・ライフ・バランス推進指針」を策定しました。

そして、仕事と子育てを両立しやすい組織風土醸成の取り組みを全庁的に推し進めるための取り組みとして、平成28年4月に市長をはじめ幹部職員が「イクボス宣言」を実施しました。以降、全所属長が「イクボス宣言」を行い、取り組みを広げています。

県の動き

富山県においては、平成24年3月に策定した「富山県民男女共同参画計画（第3次）」に基づき、男女共同参画の促進のための施策を総合的に進めています。

平成27年8月には、とやまの女性が様々な分野で持てる力を十分に発揮し活躍できるよう、女性活躍推進に向けた環境づくりを進めるため、「富山県女性の活躍推進連携協議会」が設置・開催されました。

また、平成28年3月に「富山県DV対策基本計画（第3次）」を策定し、DVの未然防止や被害者支援対策の充実を図り、暴力のない社会の実現を目指した取り組みを進めています。

国の動き

「高岡市男女平等推進プラン後期事業計画」を策定した平成24年以降、国においては次のような取り組みが進められました。

○第4次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会推進法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成27年12月25日に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第4次男女共同参画基本計画の構成等は次のとおりです。

・目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

・施策の基本的方向と具体的な取組の構成

I あらゆる分野における女性の活躍

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

・計画において改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、仕事と生活の調和推進官民トップ会議によって策定されました。これにより、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むこととしています。

○女性活躍推進法の成立

平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定されました。女性の活躍促進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、従業員300人を超える民間企業等）に義務付けられました。

社会状況の変化

○人口の推移

平成27年12月現在の総人口は17万4,876人（女性90,445人、男性84,431人 外国籍市民を含む）となっています。平成17年11月の新市誕生以来、本市の人口は減少を続けており、今後も人口は減少を続けるものと見込まれています。

また、老年人口の割合は増加し、年少人口と生産年齢人口の割合は低下すると予測されており、少子化・高齢化の進行が懸念されます。

高岡市の総人口と総世帯数

※ 平成32年、平成37年は推計人口

単位：人

| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 総人口 | 182,822 | 177,326 | 174,876 | 162,476 | 154,284 |
| 年少人口 (0～14歳) | 23,226 (12.7%) | 21,626 (12.2%) | 19,854 (11.4%) | 17,101 (10.5%) | 15,158 (9.8%) |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 116,381 (63.7%) | 108,165 (61.0%) | 100,218 (57.3%) | 89,148 (54.9%) | 84,142 (54.5%) |
| 老年人口 (65歳以上) | 43,215 (23.6%) | 47,535 (26.8%) | 54,804 (31.3%) | 56,227 (34.6%) | 54,984 (35.6%) |
| 総世帯数 | 61,666 | 63,526 | 66,462 | — | — |
| 1世帯当たり 人員 | 2.96 | 2.79 | 2.63 | — | — |

資料：高岡市統計書（H17, 22, 27年）

国立社会保障・人口問題研究所（H32, 37年）

○合計特殊出生率の推移

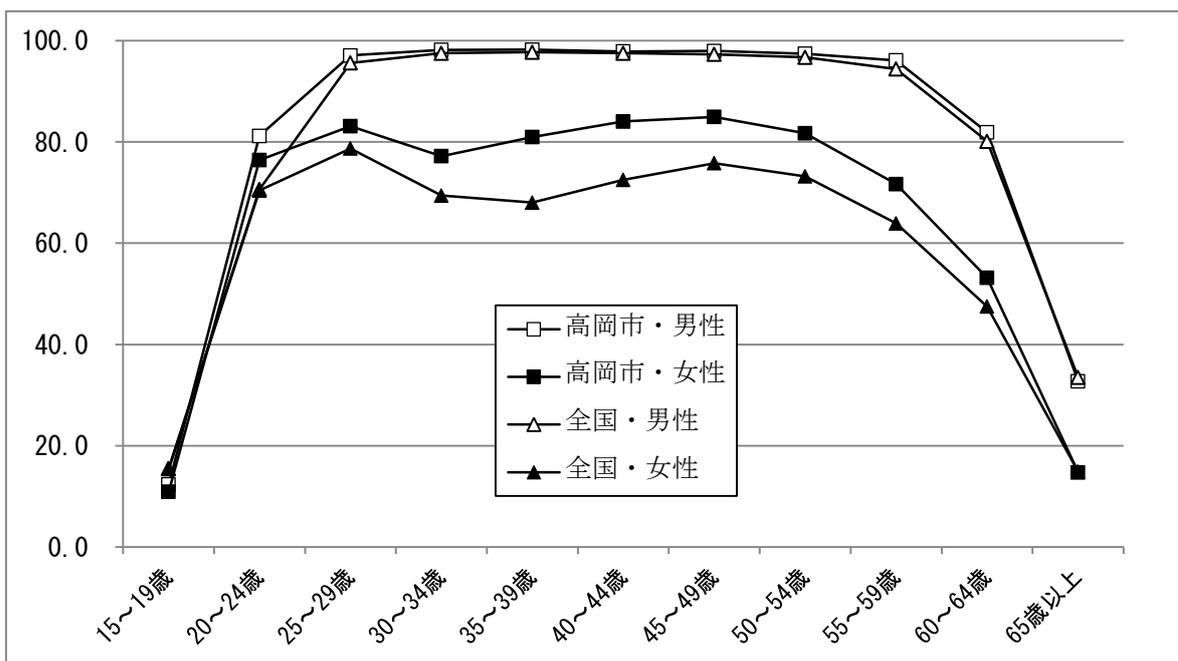
未婚化、晩婚化、晩産化の進行により、全国的に合計特殊出生率が低下しています。全国の合計特殊出生率は昭和50年に2.0を下回って以降低下傾向にあり、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。その後は微増ではあるものの上昇に転じており、平成27年は1.46となっています。

平成27年の富山県の合計特殊出生率は1.51で、平成6年以来21年ぶりに1.5を超える数値となりました。

○働き方、職場での男女の状況

女性の労働力率は、全国では30～34歳層と35～39歳層の労働力率が落ち込み、浅いM字型を形成しています。高岡市においては、30～34歳層に浅い窪みの部分がありますが、全国と比較すると全体的に高い労働力率で推移しています。

年齢階級別労働力率の推移



資料：平成22年国勢調査

女性雇用形態別就業者数及び比率の推移

富山県

単位：千人

| | 平成4年度 | 平成9年度 | 平成14年度 | 平成19年度 | 平成24年度 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 女性雇用者 | 212 | 224 | 215 | 229 | 252 |
| うちパート・アルバイト | 53 | 64 | 70 | 77 | 83 |
| 構成比 | 25.0% | 28.6% | 32.6% | 33.6% | 32.9% |

国

単位：千人

| | 平成4年度 | 平成9年度 | 平成14年度 | 平成19年度 | 平成24年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 女性雇用者 | 20,529 | 21,867 | 22,531 | 23,527 | 24,245 |
| うちパート・アルバイト | 6,871 | 8,254 | 9,337 | 9,961 | 10,774 |
| 構成比 | 33.5% | 37.7% | 41.4% | 42.3% | 42.7% |

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

○女性管理職の割合

企業規模が 100 人以上の民間企業における女性管理職の割合は増加していますが、男性と比較するとまだ大きな差があります。また、職階が上がるにつれて女性比率は少なくなっています。

役職別管理職に占める女性の割合の推移

| | 平成 7 年度 | 平成 12 年度 | 平成 17 年度 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|
| 管理職 | 8.6% | 9.0% | 9.6% | 9.9% | 12.5% |
| 部長職 | 1.3% | 2.2% | 2.8% | 4.2% | 6.2% |
| 課長職 | 2.8% | 4.0% | 5.1% | 7.0% | 9.8% |
| 係長職 | 7.3% | 8.1% | 10.4% | 13.7% | 17.0% |

資料：総務省統計局「労働力調査」

厚生労働省「賃金構造基本定型調査」

○配偶者等からの暴力（DV）相談件数の推移

高岡市男女平等推進センターで受けたDVに関する相談件数は、平成 24 年度に大幅に増加しています。その理由としては、平成 24 年 4 月から相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備したことにより、相談支援体制の強化を図られたことが大きな要因であると考えられます。

全国的にはDV相談件数は増加傾向にありますが、本市では平成 25 年度以降は相談件数は減少しています。引き続きDVの根絶に向けた取り組みを進め、暴力のない社会を目指します。

女性相談員が受けたDVに関する相談件数

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 女性相談センター | 2,856 件 | 3,963 件 | 3,825 件 | 4,648 件 | 2,836 件 | |
| うち高岡 | 1,157 件 | 1,351 件 | 1,911 件 | 1,762 件 | 1,435 件 | 1,001 件 |
| 県民共生センター | 66 件 | 53 件 | 65 件 | 66 件 | 78 件 | |
| 合計 | 2,922 件 | 4,016 件 | 3,890 件 | 4,714 件 | 2,914 件 | |

※ 女性相談センターの件数は、県・富山市・高岡市・南砺市の各女性相談員が受付・処理した件数

資料：富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書」

高岡市男女平等推進センター相談件数集計

DV被害者の一時保護件数

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 高岡市 | 5 件 | 6 件 | 4 件 | 7 件 | 3 件 | 2 件 |
| 県 | 30 件 | 33 件 | 26 件 | 49 件 | 43 件 | - |

資料：富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画
推進施策の実施の状況についての報告書」

保護命令の発令状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 高岡市 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 4 件 | 2 件 | 2 件 |
| 県 | 3 件 | 3 件 | 13 件 | 13 件 | 9 件 | - |

資料：富山県「男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画
推進施策の実施の状況についての報告書」

○外国人登録者数の推移

高岡市の外国人登録者数は、平成 19 年をピークに減少が続いていましたが、平成 25 年頃から再び増加に転じています。

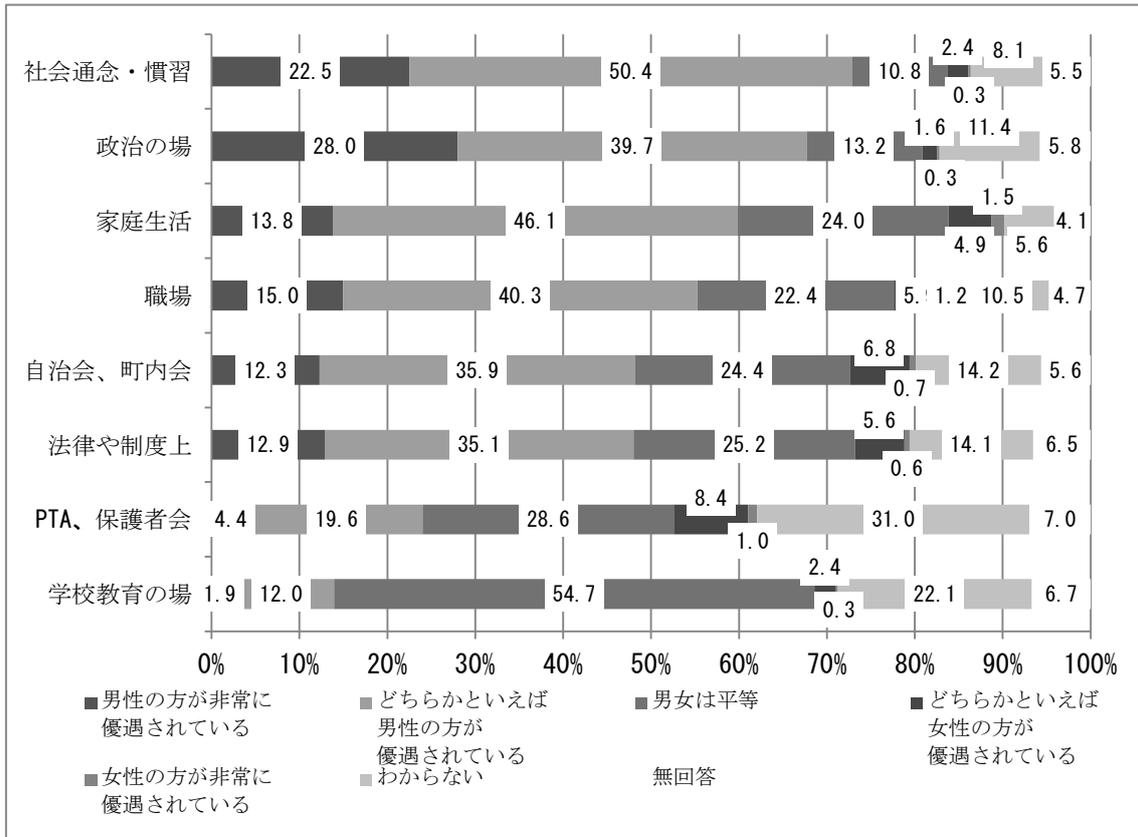
平成 27 年 12 月現在、高岡市の外国人登録者数は 2,645 人です。

市民等の意識調査結果

○男女の地位の平等感

男女は平等であるという意識は、学校教育の場やPTA活動等においては浸透しています。一方で社会通念・慣習や政治の場など、まだ平等感が低い傾向にある分野もあります。

男女の平等感の概況



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

「男性の方が女性より非常に優遇されている・どちらかといえば優遇されている」と感じている人の合計の割合

| | 社会通念・慣習 | 政治の場 | 家庭生活 | 職場 | 法律や制度上 | 学校教育の場 | 地域活動の場 |
|-----|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 富山県 | 70.3% | 66.9% | 48.4% | 49.5% | 37.5% | 11.7% | 38.7% |
| 国 | 70.3% | 74.0% | 43.2% | 57.7% | 38.2% | 13.4% | 33.4% |

資料：富山県 「平成27年度男女共同参画社会に関する意識調査」

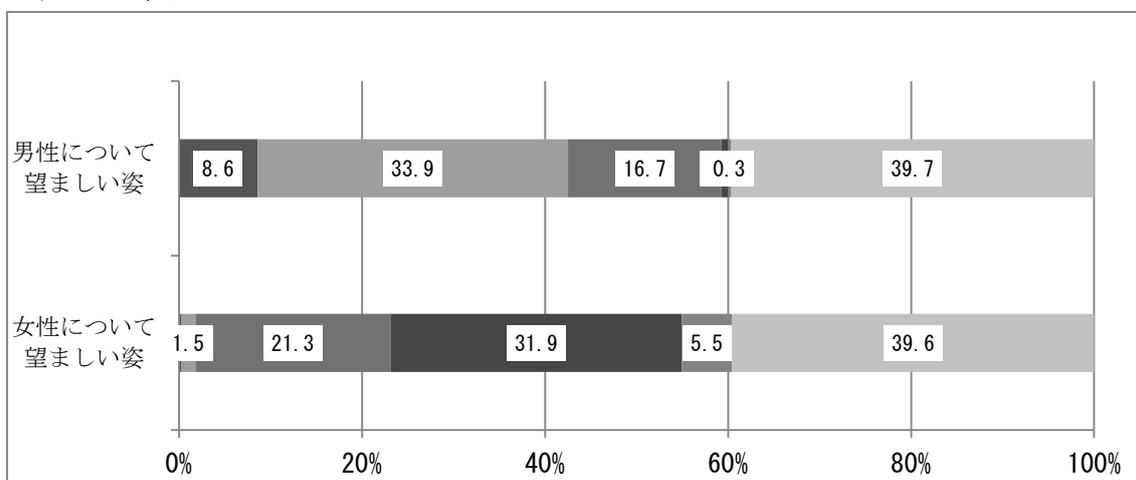
国(内閣府) 「男女共同参画社会に関する世論調査(平成24年10月)」

○仕事と生活の望ましいあり方に関する意識

女性の望ましい仕事と家庭生活のあり方は、家庭生活を優先（「仕事には携わるが、家庭生活を優先させる」と「家庭生活を中心にする」の合計）とする回答が、男性の望ましいあり方には、仕事を優先する考えの回答（「仕事を中心にする」「家庭生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」の合計）とする回答が、それぞれ約4割を占めています。

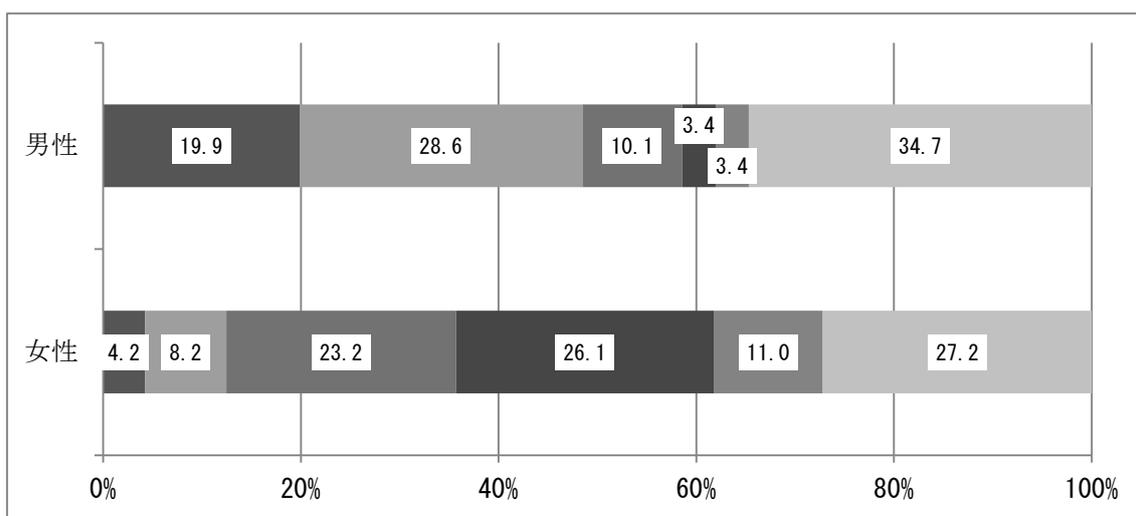
実際の仕事と家庭生活のあり方については、男女ともに仕事を優先している」と回答する人の割合が理想とするあり方よりも高い結果となりました。

仕事と家庭生活の望ましいあり方



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

実際の「仕事と生活のあり方」



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成・反対等の人の割合

| | 性別 | 賛成・どちらかといえば賛成 | | 反対・どちらかといえば反対 | |
|-----|----|---------------|-------|---------------|-------|
| 富山県 | 女性 | 25.7% | 23.4% | 58.6% | 61.9% |
| | 男性 | | 28.1% | | 55.1% |
| 国 | 女性 | 51.6% | 48.4% | 45.1% | 48.8% |
| | 男性 | | 55.1% | | 41.0% |

資料：富山県 「平成 27 年度男女共同参画社会に関する意識調査」

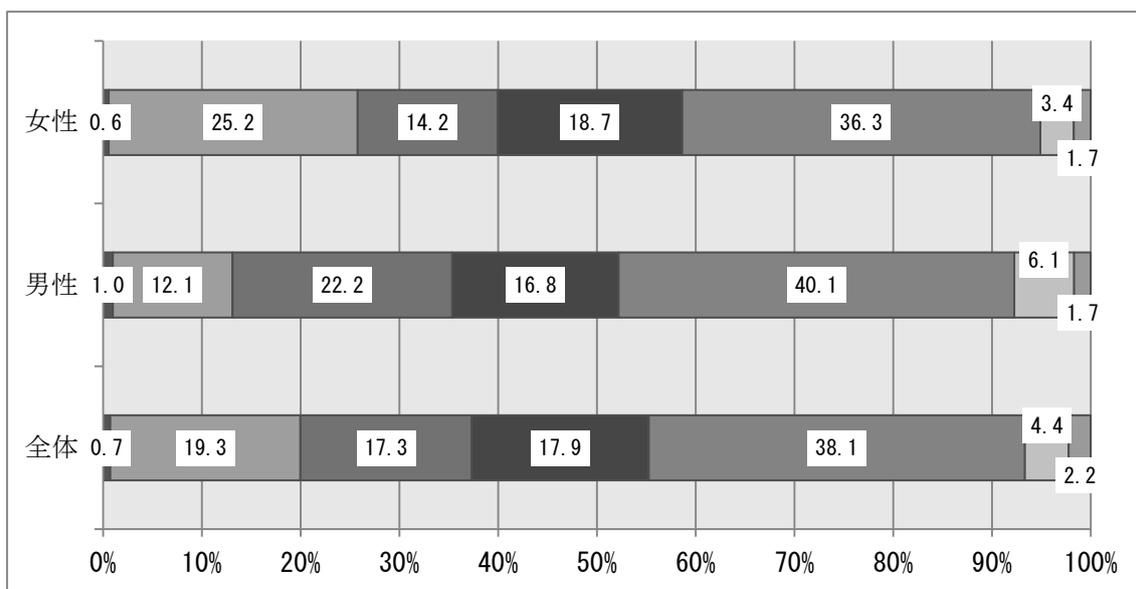
国(内閣府) 「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 24 年 10 月)」

○子育てと仕事の両立に対する意識

全体の回答では、子育ては「女性中心で男性はできるだけ協力する」「女性は子育てを優先する」「子どもが3歳までは女性は子育て、その後両立する」の順に高くなっています。

男女別では、男性は「女性は子育てを優先する」と回答した人の割合が多いのに対し、女性は「子どもが3歳までは女性が子育て、その後両立する」と回答した人の割合が高くなっています。

子育てと仕事のあり方

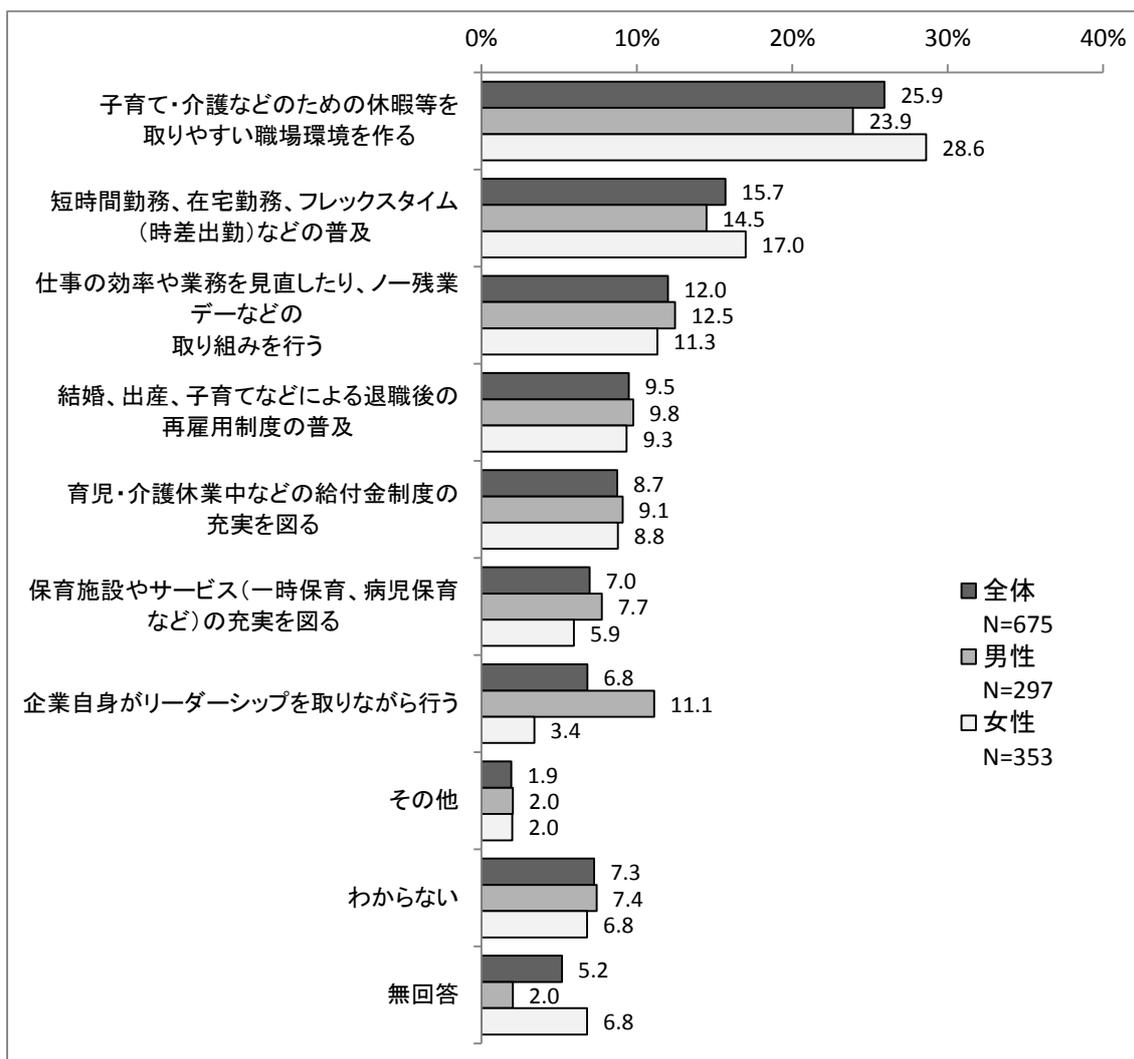


資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

○仕事と生活の調和の実現に必要なこと

全体の回答では、「子育て・介護などのための休暇等を取りやすい職場環境を作る」が 25.9%、「短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイムなどの普及」が 15.7%、「仕事の効率や業務を見直したり、ノー残業デーなどの取り組みを行う」が 12.0%の順となっており、職場環境や働き方の見直しが必要と考える回答が上位にきています。

仕事と生活の調和の実現に必要なこと



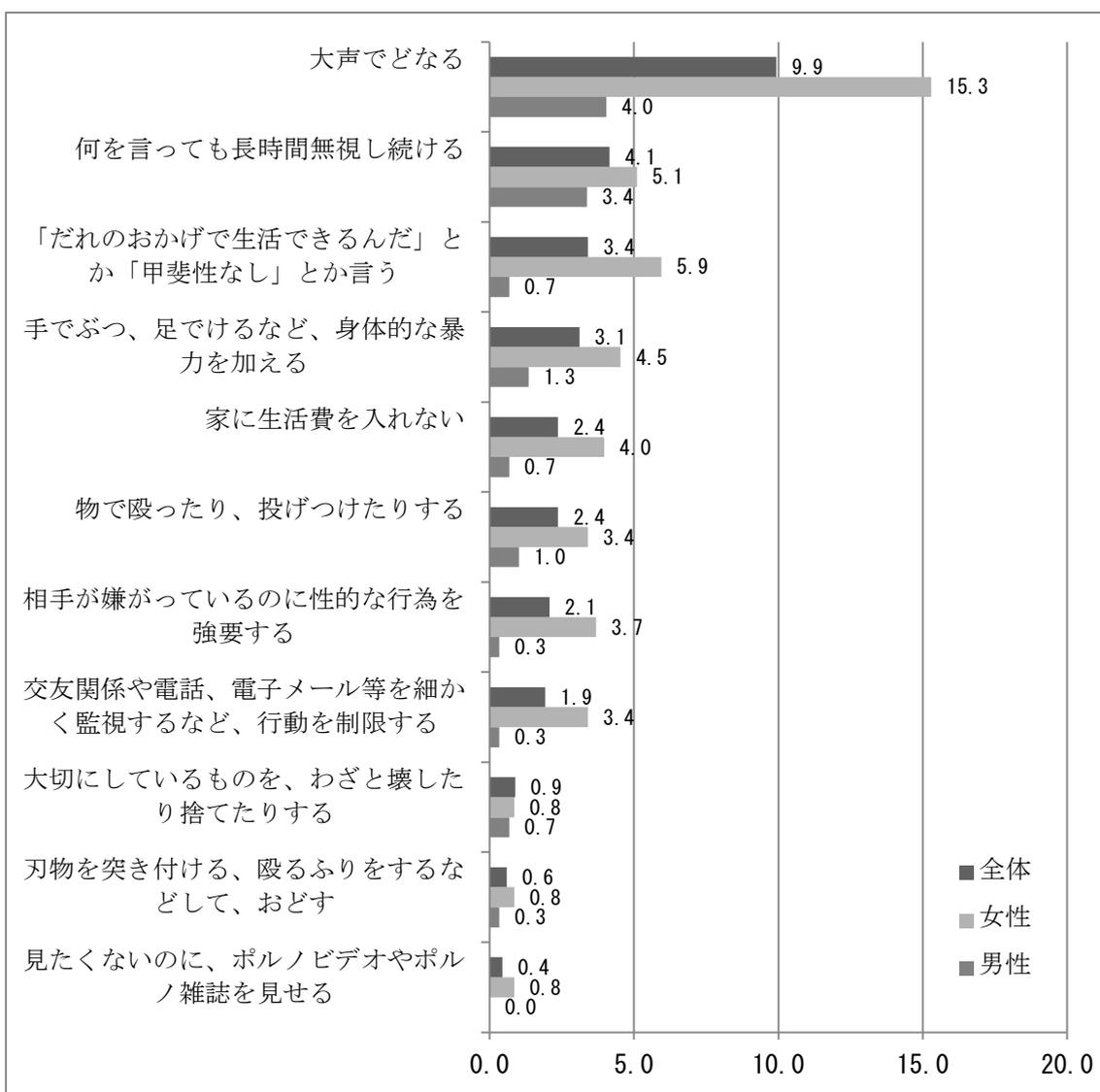
資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

ODVに関する状況

本市における調査では、女性の27.8%、男性の13.5%がDVに相当する暴力を受けた経験が1回以上あると回答がありました。

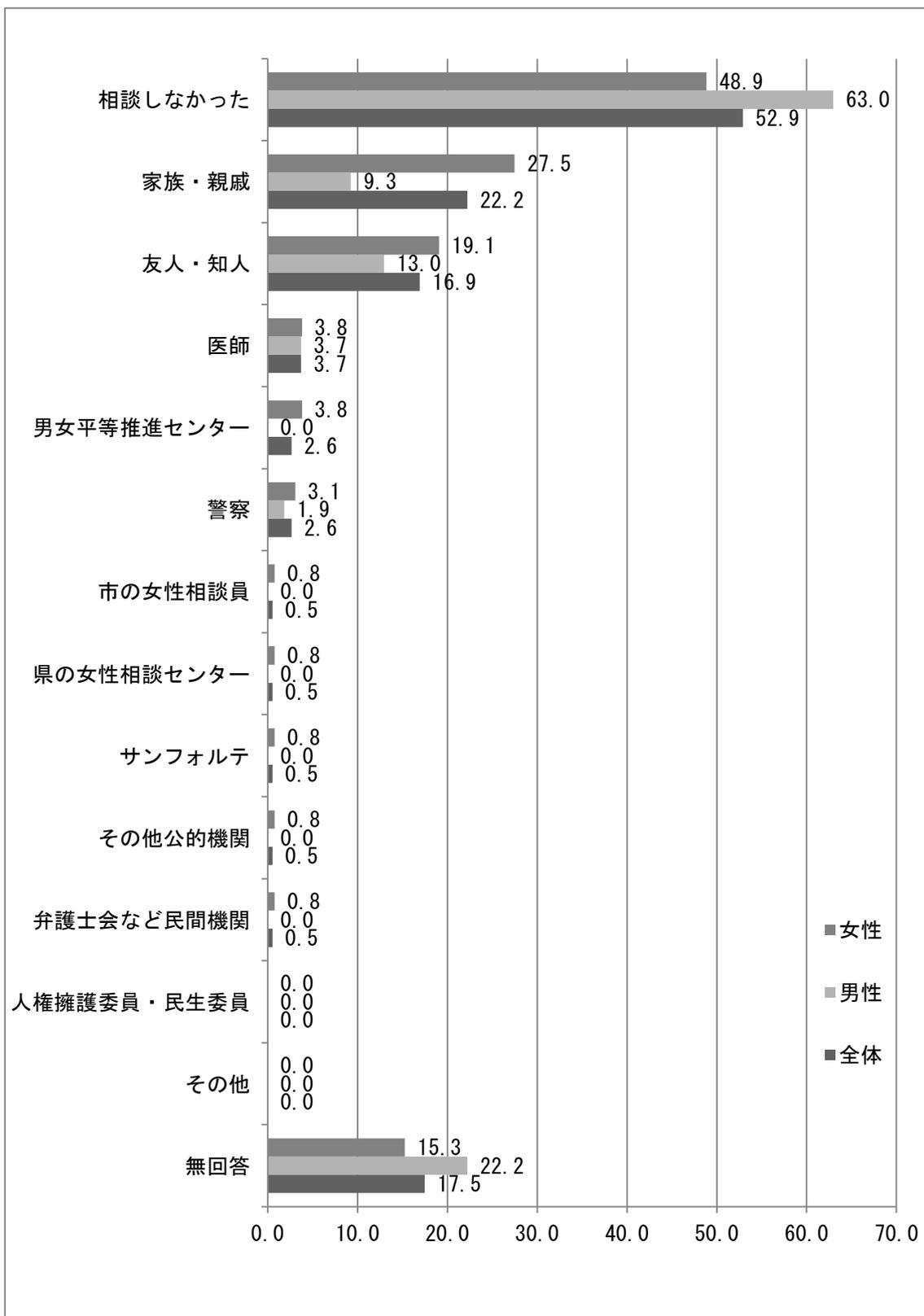
暴力を受けた際にどこ（だれ）にも相談しなかったと回答した人の割合は全体の52.9%（女性48.9%、男性63.0%）でした。相談しなかった理由としては、「自分にも悪いところがあると思った」「自分さえよければ、なんとかこのままやっていけるといった」「相談しても無駄だと思った」の順となっています。

配偶者・パートナー等から何度もされた暴力行為（複数回答）



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

DVの相談相手・窓口



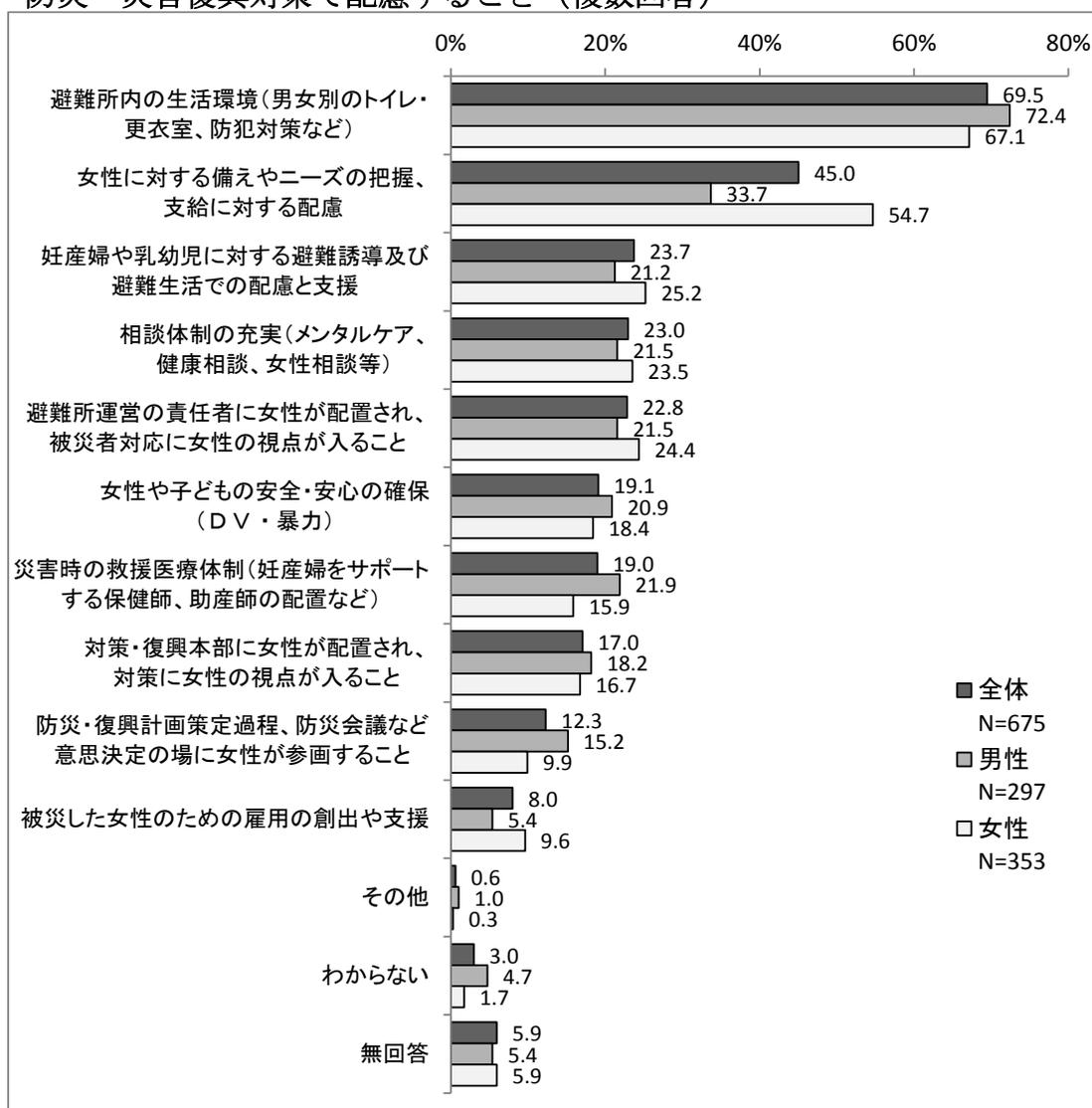
資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

○防災・災害復興対策での性別に配慮が必要な取り組み

防災・災害復興対策における性別面の配慮が必要な事項として、全体では「避難所内の生活環境」が 69.5%と最も高く、次いで「女性に対する備えやニーズの把握」が 45.0%「妊産婦や乳幼児に対する避難誘導・配慮と支援」が 23.7%といった順になっています。

実際に被災した際の避難所生活に関する回答の割合が高く、性別に関する配慮が求められています。

防災・災害復興対策で配慮すること（複数回答）



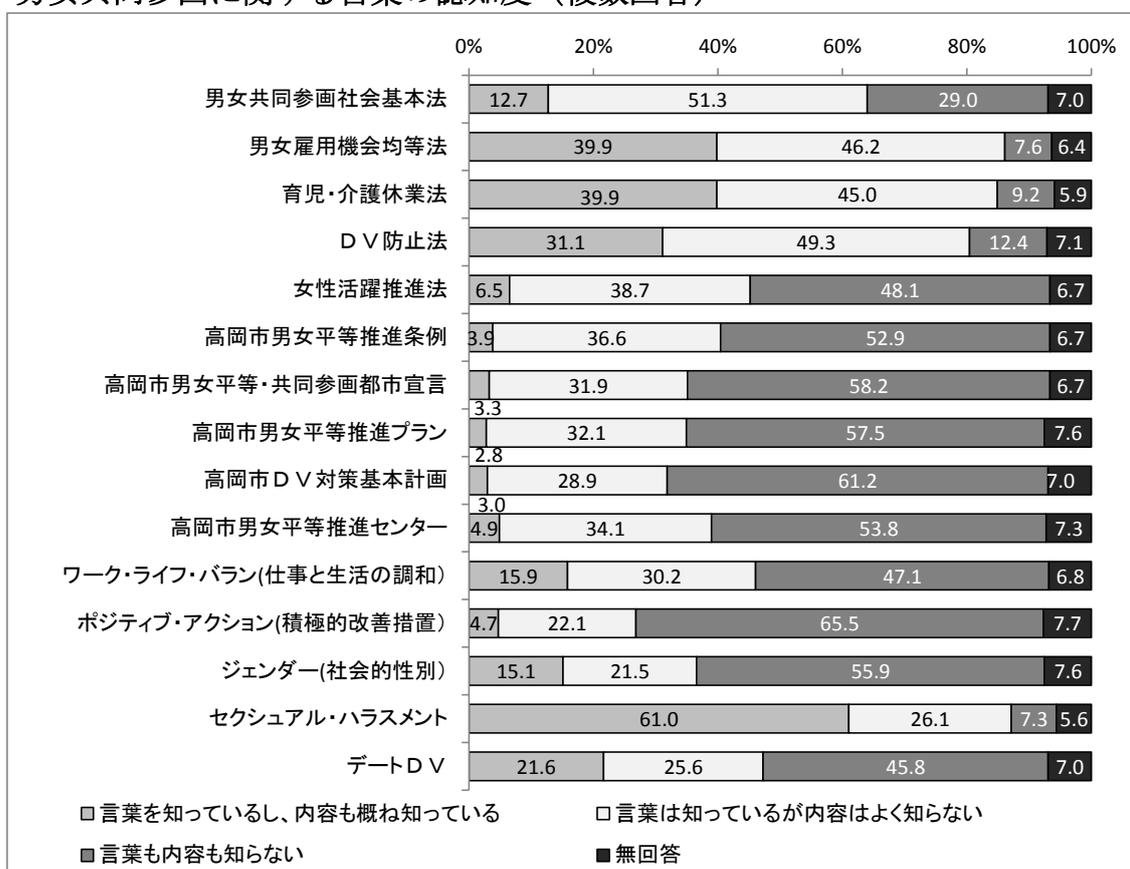
資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

○男女平等・共同参画に対する考え

高岡市男女平等推進センターを知らないと回答した人の割合は 53.8%と約半数を占めており、「内容も知っている」「言葉だけは知っている」と回答した人の割合の合計 39.0%を上回りました。

もっともよく知られている言葉はセクシュアル・ハラスメントで、意味まで知っている人は 61.0%、言葉だけでも知っている人を含めると 87.1%の人が知っていると回答しました。

男女共同参画に関する言葉の認知度（複数回答）

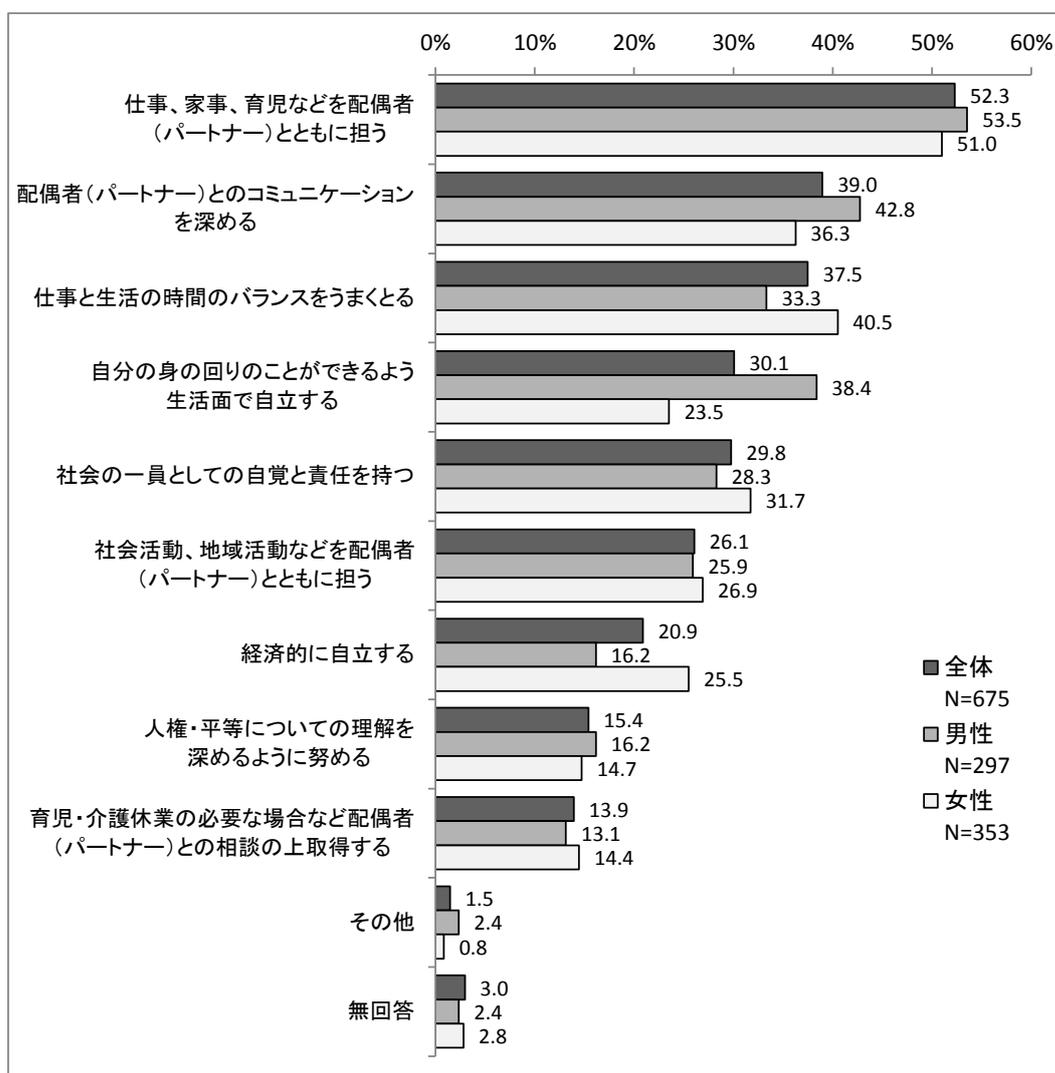


資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成 28 年 2 月)」

○男女共同参画を推進するために必要なこと（個人）

全体では「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」が最も高く、次いで「配偶者（パートナー）とのコミュニケーションを深める」「仕事と生活の時間のバランスをうまくとる」、「自分の身の回りのことができるよう生活面で自立する」「社会の一員としての自覚と責任を持つ」の順となっています。

男女共同参画推進のために必要なこと（複数回答）

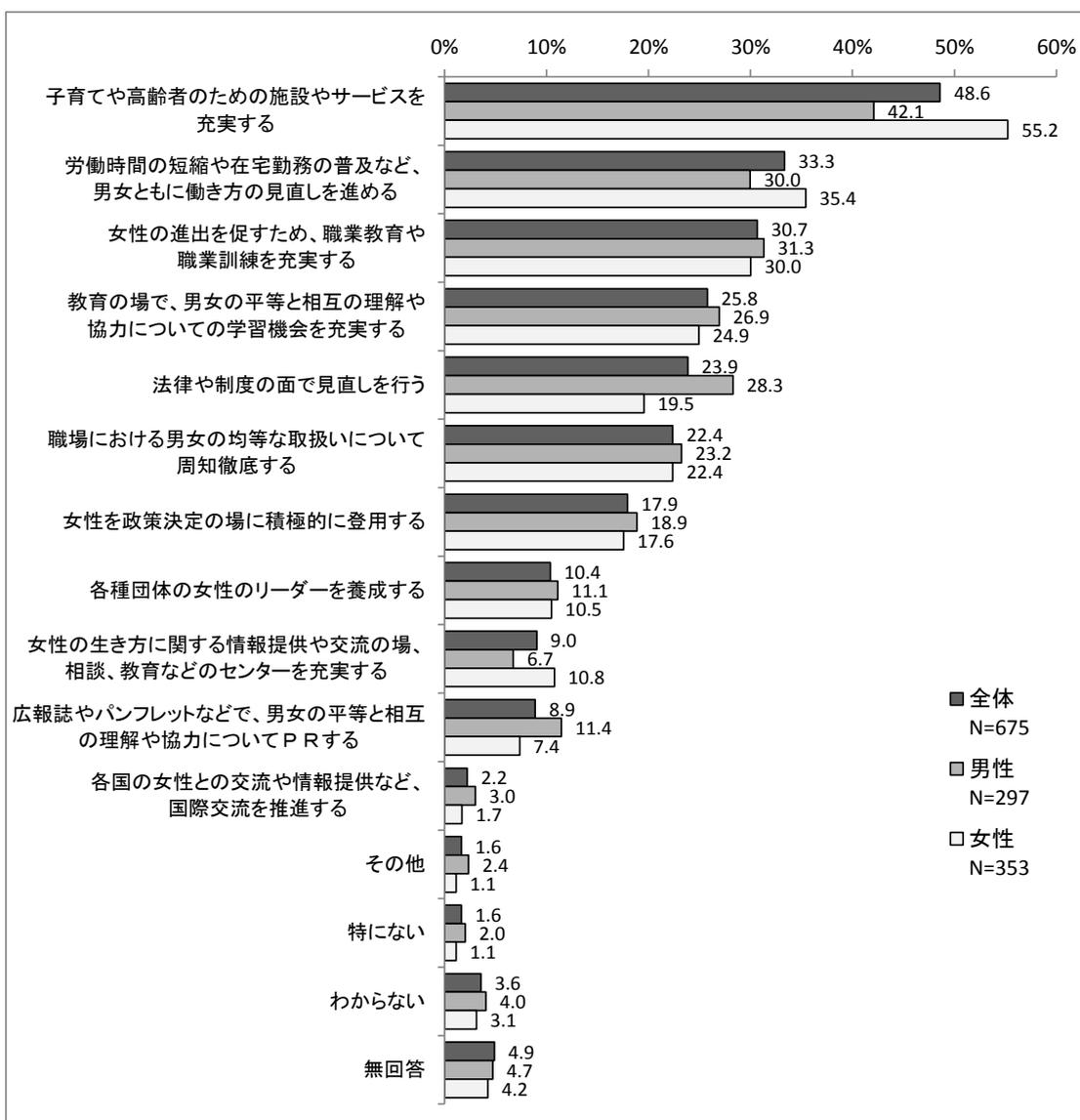


資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

○男女共同参画を推進するために必要なこと（行政）

全体では「子育てや高齢者のための施設やサービスを充実する」が最も高く、次いで「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」「女性の進出を促すため、職業教育や職業訓練を充実する」の順となっています。

男女共同参画社会形成のために行政に求めること（複数回答）



資料：高岡市「高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査(平成28年2月)」

前計画の成果と課題

本市では、平成 20 年に策定した男女平等推進プランに基づき、男女平等・共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に進めてきました。

また平成 24 年策定の後期事業計画（Next アクション 100）では事業計画の見直しを図っており、参画、地域、両立、男性、DV、推進の 6 つの視点から 100 の事業を掲げ、一層の取り組みに努めてきました。この 100 の事業のうち 4 分の 1 に当たる 25 の事業を重点事業とし、達成を目指す数値目標として 30 の成果目標を設定しました。

30 の成果目標のうち、平成 28 年 4 月時点ですでに達成しているものは 9 項目、目標数値を達成していないものの基準数値を上回っているものは 11 項目です。また、達成できていない成果指標のうち、外国語版ホームページのアクセス数は、市の公式ホームページリニューアルによりカウント方法が変動したため、基準数値と関連しなくなっています。

基本目標 I 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保

(1) 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

前プランでは、審議会・委員会の女性委員比率 30% を目標に庁内での啓発に取り組んできました。これまでの取り組みにより女性登用率は増加を続けましたが、最近はやや伸び悩みの状態にあります。これは、審議会等に各界各層の団体から委員が推薦される場合、その団体の代表者が男性である例が多いことなども要因として考えられます。

女性委員比率の一層の向上を図るには、適材適所の委員登用に留意しつつ、委員の選出方法を見直すなど、あらたな工夫が必要です。

(2) 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

これまで、性別による役割分担意識の払拭のため、講座・情報紙等による啓発をはじめとした取り組みを進めてきました。しかし、「男性は仕事を優先し、女性は家庭生活を優先すべき」という考え方は依然として根強く残っており、本市で実施した男女平等・共同参画に関する意識・実態調査での回答でもその傾向が見られました。

男女平等・共同参画社会の実現のため、あらゆる機会をとらえて意識啓発の取り組みを進めていく必要があります。

(3) 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

前プランの後期事業計画では、6つの視点の一つに「地域における男女平等・共同参画の推進」を掲げ、重点目標として市民活動団体の活動情報発信等、団体間交流支援に取り組んできました。

市民活動情報ポータルサイトへのアクセス数は、平成27年度時点で目標数値を達成しており、同サイトの登録団体数は目標値の8割を超えています。

今後も引き続き、団体の育成や活動支援に取り組んでいく必要があります。

基本目標Ⅱ 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備

(4) 仕事と育児・介護等とを両立するための環境の整備

核家族化の進行や女性の社会進出、就労形態の複雑化などにより、様々な保育ニーズがあり、そういったニーズに対応できるよう病児保育事業、休日一時預かり、放課後児童育成クラブの受入態勢の拡充など、多様な保育サービスの整備・充実に取り組んできました。

高齢者、障がい者の介護・自立支援の取り組みでは、施設サービスや地域密着型サービスなどの整備・充実に努めるとともに、介護予防事業や生きがい・社会参加支援などに努めてきています。

本市では平成27年に「高岡市子ども・子育て支援事業計画」「高岡市障がい者基本計画・第4期障害福祉計画」「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」を策定しており、これらの計画のもと、仕事と育児・介護等を両立できるよう保育サービスや介護・福祉サービスなどの支援策の充実に努める必要があります。

(5) 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

本市では、平成22年の高岡市男女平等推進センターネットワーク会議において、家事や育児はもとより、介護や地域活動にも積極的な高岡の男性を「粋メン」と命名し、男女の共同意識の促進を図るため、男性の家事や育児への参画を促す講座やイベントを開催してきました。

今後も「粋メン」の養成と広がりを目指し、男性を対象とした講座等の開催を通じ、男女の相互協力を進めていくことが必要です。

(6) 国際化社会における理解と交流

高岡市においても外国人登録者数は増加しており、グローバルな視点や異なる文化の理解とそれらを踏まえた協調が進められています。

国際理解を深め広い視野を持ち、外国籍市民が地域社会の一員としてとも

に安心して暮らせる地域づくりの取り組みが求められます。

また、海外への誘致活動の取り組みが進むにつれ、外国人観光客の来訪者の増加が見込まれます。そのため、外国人の来訪を意識した受け入れ環境の整備が今後重要になるものと考えられます。

基本目標Ⅲ 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備

(7) 仕事の場における男女の共同参画の推進

関係機関との連携により男女の雇用機会の均等などに関するセミナーを開催するなど、雇用の場における男女平等・共同参画の推進に取り組んできました。また、市役所においても保育職・看護職における男性登用や土木・建築等技術職における女性登用が進んでいます。

今後も、仕事の場における男女平等の視点の促進を図る講座等の開催を行うとともに、市においても、性別にとらわれない職員の登用や、働きやすい職場環境の整備など、市内事業所のけん引役として率先した取り組みが求められます。

(8) 人権尊重の意識の醸成

これまで、市民等を対象とした人権啓発の講演会・講座等の開催、学校教育の場での人権教育の推進などにより、人権尊重意識の醸成に取り組んできました。

また、人権にかかる相談の場として、市民生活相談、弁護士による法律相談、人権擁護委員による相談などの実施のほか、男女平等推進センター相談室において女性弁護士による相談日を設けるなど、人権擁護体制を整備し、人権の尊重に努めています。

男女がお互いを思いやり、助け合いながら、個性と能力を発揮していく男女平等・共同参画社会の実現のため、今後も人権尊重を基盤とした男女平等教育を進めていく必要があります。

(9) あらゆる暴力的行為や虐待の根絶

平成24年に男女平等推進センター相談室に配偶者暴力相談支援センターの機能を設置しDV相談体制の充実に努めるなど、被害者の支援に取り組んできました。

全国的にDVの相談件数は増加していますが、高岡市男女平等推進センターへの相談件数は配偶者暴力相談支援センターの機能を備えた平成24年度をピークに落ち着きを見せ、減少傾向にあります。

DVは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、DVを生み出さない

社会の実現のため、DVの根絶に向けた施策を進めていく必要があります。

基本目標Ⅳ 男女の健康の確保

(10) 男女の生涯を通じた健康支援

男女平等・共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解しあい尊重し、生涯にわたって心身の健康を保持・増進していくことが前提となります。

とりわけ女性には妊娠・出産といった特有の健康上の問題に直面することもあり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの取り組みも重要です。

基本目標Ⅴ 計画の総合的な推進

(11) プランの有機的な推進

本市における男女平等・共同参画施策の拠点となる男女平等推進センターの利用者数は、ここ数年1万1千人台で推移しています。意識調査によると高岡市男女平等推進センターを知っていると回答した人の割合は39.0%であり、男女平等・共同参画施策の推進とともに、その拠点施設である男女平等推進センターの周知・利用の促進を広く啓発していく必要があります。

前プラン推進の取り組みは、有識者や市内各界各層の団体の代表者、公募による委員から構成される「高岡市男女平等推進市民委員会」において毎年度の進捗状況を報告し、進行管理を行ってきました。また、市役所における体制としては、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議」により各部署の連携を図り、男女平等・共同参画に関わる各事業の推進に努めてきました。

男女平等・共同参画の実現のためには、市が全庁的に男女平等・共同参画の視点を持って諸施策を推進すること、市だけでなく市民・事業者等の一層の連携による取り組みが重要であり、市内外の連携による計画の総合的な推進が必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

男女平等・共同参画の推進に当たり、高岡市男女平等推進条例第3条に掲げる次の6項目を基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し

社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。

(3) 政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。

(4) 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらの両立

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。

(6) 国際的協調

男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

計画の基本目標

この計画では、「男女が一緒になって活躍できる社会」を目指し、次の4項目をプランの基本目標とします。

- I あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり
- II 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり
- III 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり
- IV 計画の総合的な推進

計画の性格と役割

(1) 市の男女共同参画計画

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、高岡市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

(2) 市民行動計画

高岡市男女平等推進条例第8条に基づく、男女平等社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画です。

(3) 市、市民及び事業者等の取組の指針

このプランは、男女平等・共同参画を推進する市、市民及び事業者等の主体的な取組や活動の指針となるものです。

(4) 市の行政運営の基本方針

このプランは、高岡市総合計画と、「未来高岡」総合戦略などの市の個別計画との整合性を図るものとします。

(5) 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

このプランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づき、高岡市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として、基本目標Ⅱを位置づけます。

計画期間

このプランの計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。事業計画は平成29年度から平成33年度までを前期期間、平成34年度から平成38年度までを後期期間とし、プランの前期期間の進捗状況を踏まえ、後期事業計画を策定するものとします。

また、計画期間中に社会情勢等に大きな変動があった場合は、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

計画の体系表（基本目標・重点課題・施策の方向）

| 基本目標 | 重点課題 | 施策の方向 |
|---|------------------------------------|--|
| I あらゆる分野 において、男 女が平等に参 画できる環境 づくり | 1 政策・方針決定過程への男女平等・共同 参画の推進 | (1) 市の施策・方針決定過程への共同参 画の促進 ----- (2) あらゆる分野での方針決定過程への 共同参画の促進 |
| | 2 固定的な性別役割分担意識等による慣 行等の解消 | (1) あらゆる場における視点・気運の醸 成や配慮 ----- (2) 多様な選択を可能にする教育、学習 等の充実 |
| | 3 地域活動の場での協働や男女平等・共同 参画の推進 | (1) 市民の参画への支援 ----- (2) 参画とまちづくりとの総合的な連携 の促進 ----- (3) 地域防災における男女平等・共同参 画の推進 |
| II 仕事と生活の 調和が保た れ、男女がと もに活躍でき る環境づくり | 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バ ランス）の推進 | (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・ 啓発 ----- (2) 子育て・介護支援の整備・充実 |
| | 5 働く場における女性の活躍支援 | (1) 新規採用・起業・再就職の支援 ----- (2) 女性の能力開発・育成の促進 ----- (3) 雇用の場における男女平等の視点の 促進 |
| | 6 家庭・地域活動における男女の相互協力 の推進 | (1) 男性の家事・育児・介護等への参加 促進 |
| III 個人が尊重さ れ、能力が発 揮できる環境 づくり | 7 あらゆる人に対する人権の尊重 | (1) 人権尊重を進める教育・学習の推進 ----- (2) 人権擁護体制の推進 ----- (3) 困難な状況にある人に対する支援の 整備・充実 |
| | 8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶 | (1) 配偶者等からの暴力の防止 ----- (2) 虐待や迷惑行為の防止 |
| | 9 国際化社会における理解と交流 | (1) 外国籍市民との共生 ----- (2) 国際的な女性問題等への理解と国際 交流等の推進 |
| | 10 男女の生涯を通じた健康支援 | (1) 健康管理・保持増進のための支援 ----- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 |
| IV 計画の総合的 な推進 | 11 プランの総合的な推進 | (1) 男女平等・共同参画の理解・促進 ----- (2) 推進体制の充実・強化 |

第3章 計画の内容（基本計画）

基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

多様な意見や意思を反映するため、男女が性別による固定的な役割分担意識にしばられず、政策や方針等の決定の場に対等に参画し、十分に能力を発揮しながら活動し、ともに責任を担うしくみのあるまちを目指します。

これを実現していくために、平等を推進するしくみをつくり、いろいろな分野において男女の平等や共同参画を阻んでいる制度・慣行等の見直しを進めていくこととします。

さらに、男女平等・共同参画の視点や気運の醸成に努め、女性の職域拡大や政策、方針決定過程への参画を促進するとともに、依然として残る性別による固定的な役割分担意識の払拭を図っていきます。

重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

行政分野をはじめ、社会のあらゆる分野で男女が平等に参画し、多様な意見が反映されるよう取り組みを進めます。

＜施策の方向＞

- ・ 市の審議会、委員会や行政委員会等の女性委員の比率について、委員の選出方法や運営方法を見直し、目標の達成を図ります。
- ・ 企業等に対し、事業活動において女性の意見や意思を反映することの重要性・必要性並びに女性の登用促進について意識の啓発に努めます。
- ・ 自治会やPTAなど、地域活動の場において女性の参画がより積極的、主体的に進むよう、啓発活動を通じて理解と周知を図ります。
- ・ ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人及び事業者等の多様な主体が連携して共創の取り組みを行うため、情報の共有化とネットワークづくりに努めます。

重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

男性は仕事、女性は家事・育児といった性別による固定的な役割分担意識は男女平等・共同参画を阻害する一因であり、本市においても現行プランに基づく様々な取り組みを通じて啓発を行い、意識の払拭に努めてきました。

固定的役割分担意識を解消し、男女が互いを尊重し協力しあえる関係を築けるよう、引き続き啓発活動の推進が必要です。

<施策の方向>

- ・ 性別による固定的な役割分担意識を払拭し、性別にとらわれない視点や考え方を持つよう、様々な機会をとらえて啓発を行い、あらゆる分野での共同参画を進めていきます。
- ・ 福祉、保健、スポーツ、文化などの活動を地域で行うボランティアグループ、市民活動団体等について、その活動が男女それぞれの視点をもって行われるよう理解と周知を図ります。
- ・ ホームページや広報紙など様々な媒体を用いて情報発信を行います。また、情報発信を行う際は、男女の人権の尊重に十分配慮します。
- ・ 職への理解を深めるため、インターンシップや体験学習などの就業体験・職場訪問事業の普及を図るとともに、市においても大学生、高校生等の受け入れに努めます。
- ・ 幼児・小・中学校教育において、固定的な性別役割分担意識によらない職業観を養い、主体的に多様な選択ができる能力を身につけることができるよう、指導に努めます。

重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

地域の福祉やまちづくりを進めていくうえで、性別や世代の偏りなく広く市民が主体的に活動に加わり、行政と連携を深めながら取り組んでいくことが求められます。特に、地域に新たな活力をもたらすものとして、女性の考え方や視点を取り入れていくことが大切です。

女性も男性も地域活動への参画が進むよう取り組むとともに、男女相互の協力や事業者、市等の連携により、共創の取り組みにより新たなまちの魅力や価値を創り上げていく必要があります。

<施策の方向>

- 男女平等・共同参画の推進に取り組む団体を支援し、学習活動や女性リーダーの育成を促進します。
- 市民協働のまちづくりを推進する市民活動団体等の自立・連携と組織化に関する相談や情報提供等を行い支援します。
- 福祉、まちづくり、防災、災害復興、観光、環境保全など様々な分野での市民の自主的な取り組みを支援し、女性をはじめ新たな市民の参画を促進します。
- 災害予防、被災時、被災後、復興等の防災分野の全ての面において、男女それぞれの視点を取り入れた防災対策の必要性について理解を促進する取り組みを進めます。
- 避難所運営等において男女のニーズの違いに対応した配慮が行き届くよう女性の参画を推進します。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

これまで家事・育児・介護といった家事労働は、依然として多くの家庭では女性に負担が偏っており、働く場において活躍を望む女性の就業を阻む要因の一つとなっています。また、長時間労働を前提とした従来の働き方は、家庭や地域での活動から男性を遠ざけてきました。

従来の働き方を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等に参画し、仕事と生活の調和のとれた生活を送ることが必要です。

仕事と生活の調和の推進は、個人の生活の充実を図るものであり、生産性の向上や従業員の勤労意欲の増進につながり、企業にとっても経営に良い影響をもたらすものであることから、取り組みの重要性について広く周知を図ります。

重点課題4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の二者択一を迫られることなく働き続けることができる社会づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの実現が大きな課題となっています。

市民、地域、事業者が協力し合い、事業所の規模や業種に関わらず、全ての人々が仕事と生活の調和の取れた、いきいきと暮らすことができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

<施策の方向>

- ・ 企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけ、積極的に取り組む事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定、支援します。
- ・ 市においては、特定事業主行動計画に基づく各施策を推進し、市職員に対しワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。
- ・ 保育サービス、介護保険サービスの充実を図り、仕事と育児や介護等を両立できる環境を整備します。

重点課題5 働く場における女性の活躍支援

女性が生涯を通じて経済的に自立し、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境を整えることは、暮らしやすい社会の実現につながります。

結婚、出産、育児など様々な理由で離職し再就職を希望する女性や、さらなるキャリアアップを目指す女性に対する支援に取り組みます。

＜施策の方向＞

- ・ 女性の能力開発や就職、再就職、起業等について各種講座やセミナー等の開催情報などを収集し、ニーズに応じた情報提供を行います。
- ・ 企業に対し、男女雇用機会均等法など関係法令の周知・徹底を図るとともに、男女平等・共同参画の推進に向けた意識啓発を図ります。

重点課題6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

男女共同参画社会の形成には、家族を構成する男女が協力しあい子育てや介護等にあたる必要があります。多くの家庭では男性は仕事に注力し、子育てをはじめとした家事等は女性が負担する場合が多く、男性が働き方を見直し、家庭・地域活動へ参加できる環境づくりを図ることが必要です。

＜施策の方向＞

- ・ 男性の家庭生活への参画を促すため、家事・育児・介護等に関する男性向け講座の開催や情報提供などの取組みを進めます。また、男性の育児休業等の取得を促す普及啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

男女平等・共同参画社会の形成には、個人がそれぞれ等しく尊重されることが前提となります。

人権尊重を進める取り組みにより、家庭、職場、地域などあらゆる場において、あらゆる人が等しく個人として尊重され、いきいきと豊かで健康に生活できる社会を目指します。

重点課題7 あらゆる人に対する人権の尊重

男女平等・共同参画社会の実現には、男女が互いに思いやりを持ち、助け合い、互いに人権を尊重する意識を高めることが必要です。

幼少期からのあらゆるライフステージにおいて、多様な学習機会を提供し、人権尊重意識の醸成に努めます。

＜施策の方向＞

- ・ 学校教育の場において、児童、生徒の発達段階に応じた人権尊重を進める学習に取り組み、意識の向上を図ります。
- ・ 社会教育等に携わる人に対し、様々な機会をとらえて人権尊重についての学習機会を提供します。
- ・ 人権への配慮や、多様な性を認めあうことが大切であることから、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する理解を深めるための啓発に取り組みます。
- ・ 人権に係る相談への対応と処理等について、人権擁護委員や関係機関等も含めた行政による連携体制の充実を図ります。
- ・ ひとり親家庭、高齢者、障がい者など、様々な困難を抱える人への支援に取り組みます。

重点課題 8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

本市では平成24年に「高岡市DV対策基本計画」を策定し、DVに対する防止・被害者対応の強化に努めてきました。また、児童・高齢者の虐待に対しても「高岡市子ども・子育て支援事業計画」「高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画」のもと取り組みを進めています。DVをはじめとした暴力的行為や児童・高齢者への虐待行為は、犯罪にあたる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、今後も社会全体の問題としてDVや虐待の根絶に取り組む必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントも男女平等・共同参画社会の形成を阻害する要因の一つであり、市においてもセクシュアル・ハラスメントの予防啓発等の取り組みを進めます。

<施策の方向>

- ・ 「高岡市DV対策基本計画」に基づき、DVの未然防止に努めるとともに、関係機関とも連携し、被害者に対する支援の充実を図ります。
- ・ 児童・高齢者の虐待については、関係機関との連携により早期発見、対応、防止策を進めます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントは人権問題であり、男女平等・共同参画の実現を阻むものであるとの認識に立ち、防止に関する啓発や相談対応に努めます。

重点課題 9 国際化社会における理解と交流

言葉や文化、習慣が異なる様々な人が同じ地域の一員として、ともに安心して生活し、ともに住みよいまちづくりを考えていくことが必要です。

すべての市民がそれぞれの文化を尊重し、相互理解と相互協力を図ることにより、外国籍市民をはじめ誰もが快適で安心して暮らせる地域社会を構築する取り組みを進めます。

<施策の方向>

- ・ 国籍にかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、多文化共生を推進するとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。

- ・ 外国籍市民との相互理解を深める施策の一層の推進を図ります。
- ・ 国際的な女性問題等について、情報の収集・提供に努め、市民の理解を促進します。

重点課題 10 男女の生涯を通じた健康支援

心身の健康は、人間にとってあらゆる活動の根幹に関わる重要な要素であります。

男女が自分のからだについて正確な情報と知識を持ち、お互いの健康について理解しあい、相手に対する思いやりを持って、生涯にわたって心身の健康な状態を保つことができる社会を目指します。

<施策の方向>

- ・ 男女が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、関係機関等と連携を取りながら支援の充実に努めます。
- ・ 生涯にわたる健康づくりのため、日常的なスポーツ活動に親しめる機会の提供等の支援を図ります。
- ・ 妊娠・出産期の健康診査に対する助成、相談、指導等の母子保健サービスの充実に努めます。
- ・ 女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みを進めます。
- ・ 男女がそれぞれの性差について理解を深め、互いを尊重するよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報収集、提供に努めます。

基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

基本目標Ⅰ～Ⅲに掲げる施策を推進するためには、市民や関係団体等との連携、庁内での組織的な体制の構築が必要です。

男女平等・共同参画施策の展開に当たり、庁内においては高岡市男女平等庁内推進会議により関係部局との調整を図り、有識者や市民、各団体の代表で構成された高岡市男女平等推進市民委員会を通じて推し進めます。

重点課題 1 1 プランの総合的な推進

男女平等・共同参画の推進施策は、広く行政全般に関わるものであり、庁内各部局、市民、事業者などそれぞれが連携をとって進めていくことが必要です。

計画を広く周知し、男女共同参画の推進に市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

＜施策の方向＞

- ・ 本市における男女平等・共同参画推進の拠点施設である男女平等推進センターを中心として各種施策を総合的に推進するとともに、男女平等・共同参画を推進する市民の活動を支援します。
- ・ 本プランの進捗状況は、有識者や市民公募委員、各界各層の団体の代表者から構成される男女平等推進市民委員会で定期的に報告します。また、プランを着実に進行していくため、庁内で組織する男女平等庁内連絡会議を適宜開催するなどして関係部局間の連携を図ります。

第4章 計画の内容（事業計画）

基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

重点課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|--------------------|------|--------------------|--|----------|------------------|--|--|--------------------------|--|--|----------------|--|--|-------------------------------------|--|--|------------|
| (1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進 | <p>【1】 積極的改善措置（ポジティブアクション）の実施及び女性の人材情報の収集・提供 「高岡市の委員会等の設置及び運営に関する基本方針」に基づき、女性委員の登用促進と女性委員のいない審議会等の解消に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="416 792 1062 1330"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 審議会等の女性委員比率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>■ 女性委員がいない審議会等の数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 官公庁職員を除いた場合の審議会の助成委員比率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 行政委員会の女性委員比率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■ 審議会等の女性委員比率 | | | ■ 女性委員がいない審議会等の数 | | | □ 官公庁職員を除いた場合の審議会の助成委員比率 | | | □ 行政委員会の女性委員比率 | | | □ 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率 | | | 男女平等・共同参画課 |
| | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ■ 審議会等の女性委員比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 女性委員がいない審議会等の数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| □ 官公庁職員を除いた場合の審議会の助成委員比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| □ 行政委員会の女性委員比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| □ 官公庁職員や選挙による選出者を除いた場合の行政委員会の女性委員比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【2】 国・県の委員への推薦の際の配慮 行政相談委員、人権擁護委員などを国や県に推薦する際には、女性の参画に配慮します。</p> <table border="1" data-bbox="416 1570 903 1816"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 行政相談委員（総務省）の女性比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 人権擁護委員（法務省）の女性比率</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | □ 行政相談委員（総務省）の女性比率 | | □ 人権擁護委員（法務省）の女性比率 | | 共創まちづくり課 | | | | | | | | | | | | | |
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| □ 行政相談委員（総務省）の女性比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| □ 人権擁護委員（法務省）の女性比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【3】 市政への参画意識の啓発及び共同参画しやすい環境整備 まちづくり出前講座などを通じ、市民の市政への参</p> | 広報統計課 総務課 都市経営課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>画意識の醸成を図ります。</p> <p>ア まちづくり出前講座の開催</p> <p>イ 新成人のつどいにおける選挙・投票に関するパンフレットの配布</p> <p>ウ 審議会・委員会における委員公募の実施</p> <p>エ 審議会・委員会における資料等の公表</p> <p>オ 市の計画策定時等における市民意見の募集</p> <table border="1" data-bbox="416 600 901 846"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> まちづくり出前講座の年間利用者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公募委員を導入している審議会等の数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | <input type="checkbox"/> まちづくり出前講座の年間利用者数 | | <input type="checkbox"/> 公募委員を導入している審議会等の数 | | |
|---|--|------------|------|--|--|---|--|-------|
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> まちづくり出前講座の年間利用者数 | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 公募委員を導入している審議会等の数 | | | | | | | | |
| | <p>【4】 職員の能力等に応じた適正な職員採用・登用</p> <p>職員採用・登用時には、職員個々の能力、意欲、適性等に十分に配慮し、男女平等な登用を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="416 1037 901 1283"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 係長以上の職員の女性比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 管理職（課長級）以上の職員の女性比率</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | <input type="checkbox"/> 係長以上の職員の女性比率 | | <input type="checkbox"/> 管理職（課長級）以上の職員の女性比率 | | 人事課 |
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 係長以上の職員の女性比率 | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 管理職（課長級）以上の職員の女性比率 | | | | | | | | |
| | <p>【5】 適正な管理監督教職員登用についての働きかけ</p> <p>市立小・中・特別支援学校の管理監督教職員（校長・教頭）については、性別にかかわらず、学校の管理運営について見識と指導力、統率力を有する人の登用を図るよう富山県教育委員会へ働きかけます。</p> <table border="1" data-bbox="416 1572 901 1818"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 小・中・特別支援学校の女性校長比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 小・中・特別支援学校の女性教頭比率</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | <input type="checkbox"/> 小・中・特別支援学校の女性校長比率 | | <input type="checkbox"/> 小・中・特別支援学校の女性教頭比率 | | 学校教育課 |
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 小・中・特別支援学校の女性校長比率 | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 小・中・特別支援学校の女性教頭比率 | | | | | | | | |
| (2) あらゆる分野での方針 | <p>【6】 事業者への女性登用促進に関する意識啓発</p> <p>企業等において、性別にかかわらず、能力や適性を重視した登用が行われるよう、セミナーの開催や情報</p> | 男女平等・共同参画課 | | | | | | |

| 決定過程への共同参画の促進 | <p>提供の充実を図り、啓発に努めます。</p> <p>ア 関係機関との連携による女性登用促進セミナーの開催</p> <p>イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施</p> | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|------|--------------------------------------|--|------------------------------------|--|--|--|--------------------------------------|--|--|
| | <p>【7】 地域活動組織等への女性登用促進に関する意識啓発</p> <p>自治会やPTAなど、地域活動組織と連携・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした出前講座を開催し、女性の参画や女性リーダーの必要性について、理解と周知を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="416 842 903 1279"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 連合自治会長の女性比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 自治会長の女性比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市立小・中・特別支援学校のPTA会長の女性比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市立公民館長の女性比率</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | <input type="checkbox"/> 連合自治会長の女性比率 | | <input type="checkbox"/> 自治会長の女性比率 | | <input type="checkbox"/> 市立小・中・特別支援学校のPTA会長の女性比率 | | <input type="checkbox"/> 市立公民館長の女性比率 | | <p>男女平等・共同参画課 共創まちづくり課 生涯学習課</p> |
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 連合自治会長の女性比率 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 自治会長の女性比率 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 市立小・中・特別支援学校のPTA会長の女性比率 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 市立公民館長の女性比率 | | | | | | | | | | | | |

重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|--------------------------|--|---|
| (1) あらゆる場における視点・気運の醸成や配慮 | <p>【8】 団体活動における共同参画の理解促進</p> <p>福祉活動員、高齢福祉推進員、健康づくり推進員、ヘルスボランティア、スポーツ推進員、富山県男女共同参画推進員などの団体活動が、男女共同参画の視点を持って取り組まれるよう、理解と周知を図ります。</p> | <p>社会福祉課 高齢介護課 健康増進課 体育保健課 男女平等・共同参画課</p> |
| | <p>【9】 各種講座・出前講座・情報誌による啓発</p> <p>男女共同参画の視点によって固定的な役割分担意識を見直していくため、男女平等推進センターにおけ</p> | <p>男女平等・共同参画課</p> |

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| | <p>る各種講座や情報誌などを活用し、啓発に努めます。</p> <p>ア 男女共同参画週間企画講座の実施</p> <p>イ 男女平等推進センター企画講座の実施</p> <p>ウ 地域における出前講座の実施</p> <p>エ 男女平等推進プラン情報誌「ありて」の発行</p> | |
| | <p>【10】 男女平等・共同参画の視点での事業検討・実施及び適切な表現による情報発信</p> <p>市において事業を実施する際、男女平等・共同参画を妨げる状況がないか、常に検討・配慮を行います。また、市の広報紙をはじめとした配布物及びインターネットからの情報発信について、人権の軽視や固定的な性別役割分担意識につながる表現がないよう留意します。</p> | <p>男女平等・共同参画課</p> <p>広報統計課</p> <p>情報政策課</p> |
| | <p>【11】 研修機会等を通じての男女の共同参画の理解促進</p> <p>市職員や、保育士など子どもの育成支援に携わる者への研修を通して、男女の共同参画の理解促進に努めます。</p> <p>ア 市職員研修</p> <p>イ 保育士等研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士研修 ・ 学童保育指導員研修 ・ 放課後子ども総合プラン・土曜学習指導者研修（県主催） | <p>人事課</p> <p>子ども・子育て課</p> <p>生涯学習課</p> |
| (2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実 | <p>【12】 児童の一人ひとりの個性に応じた指導の実施</p> <p>幼稚園・学校教育の場において、児童一人ひとりの個性を活かし、多様な選択ができるよう学習や進路の指導を行います。</p> | <p>学校教育課</p> <p>子ども・子育て課</p> |
| | <p>【13】 男女平等・共同参画意識の向上を図る研修会等への参加配慮</p> <p>幼稚園・小・中・特別支援学校の教諭の男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会への参加に</p> | <p>学校教育課</p> <p>子ども・子育て課</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | 配慮します。 | |
| | <p>【14】 インターンシップ・体験学習等の実施</p> <p>インターンシップの推進に取り組み、職場訪問や就業体験の事業所として、児童・生徒・学生を受け入れます。また、小・中・特別支援学校で「ものづくり・デザイン科」の授業を実施し、市の優れた伝統工芸や産業について体験学習を実施します。</p> | <p>人事課</p> <p>学校教育課</p> <p>健康増進課</p> <p>市民病院</p> <p>上下水道局</p> <p>消防本部</p> |

重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|----------------------|--|--|
| (1) 市民の参画 への支援 | <p>【15】 団体活動育成・支援</p> <p>男女平等・共同参画推進のため、グループや市民が自主的に企画・実施する事業に対して支援するとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援します。また、地域で活躍する女性リーダー育成の研修を行います。</p> <p>ア Eネット主催「Eフェスタ」開催支援</p> <p>イ 市民企画講座に対する支援</p> <p>ウ 市民の学習に対する支援（学習支援事業）</p> <p>エ 市民団体等が独自に企画する講座への講師協力（男女平等推進センター所長講演等）</p> <p>オ 芸術・文化団体への助成</p> <p>カ 女性リーダーの育成支援</p> <p>キ 体育団体への育成助成</p> <p>ク 伝統産業等振興団体への助成</p> | <p>男女平等・共同参画課</p> <p>生涯学習課</p> <p>体育保健課</p> <p>産業企画課</p> |
| | <p>【16】 市民活動相談・情報提供及び講座等の促進</p> <p>市民活動やNPO設立に関する相談や情報提供及び活動団体等の自立・連携や共創意識の啓発を図る講座・フォーラム等を開催します。</p> | <p>共創まちづくり課</p> |

| | | |
|-----------------------------|---|---------------------|
| | <p>ア 市民活動に関する相談及び情報提供</p> <p>イ NPO法人設立に関する情報提供等の支援</p> | |
| (2) 参画とまちづくりとの総合的な連携の促進 | <p>【17】 市民等との共創事業の実施</p> <p>市民・団体・企業等の多様な主体が連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を創出するため、市民が主体的なまちづくりを進めることができるよう、共創の取り組みを行います。</p> | 共創まちづくり課 |
| | <p>【18】 市民活動団体の活動情報発信等</p> <p>市民活動団体の活動情報等をポータルサイトなどから発信することで、市民活動の活性化を支援します。</p> | 共創まちづくり課 |
| | <p>【19】 市長との対話活動や市政モニター事業、まちづくり出前講座の実施、市民からの手紙やメールへの対応</p> <p>市民の意見や要望を、市政やまちづくりに反映していくため、市長の対話活動や市政モニター事業、まちづくり出前講座を実施するとともに、市民からの手紙やメール等を通じて、市民の意見を聞き市政に反映します。</p> <p>ア 市長の対話活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わがまちトーク（地区別） ・ ふれあいトーク（テーマ・分野別） <p>イ 市政モニター事業の実施</p> <p>ウ まちづくり出前講座</p> <p>エ 市民からの手紙、メールへの対応</p> | 広報統計課 |
| (3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進 | <p>【20】 地域における女性防災リーダーの育成促進</p> <p>自主防災組織等における女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。</p> | 危機管理室 男女平等・共同参画課 |
| | <p>【21】 男女平等・共同参画の視点からの防災施策の推進</p> | 危機管理室 男女平等・共同参画課 |

| | |
|---|--|
| <p>防災分野における男女平等・共同参画の視点の必要性について理解を促し、周知啓発を図ります。</p> <p>被災時の避難所運営の際は、男女別のニーズを把握し、性差に配慮した管理運営を図ります。</p> | |
|---|--|

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

重点課題4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---------------------|------|------|------------------|---------------|-------|------------------------|-----------------|-------|--|
| (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | 【22】 仕事と生活の調和に関する意識啓発 セミナーの開催や情報提供に努め、企業や個人事業所等における仕事と生活の調和についての意識啓発を図ります。 | 男女平等・共同参画課 | | | | | | | | | |
| | 【23】 中小事業者への一般事業主行動計画策定の呼びかけ 女性活躍推進法で努力義務とされている、従業員300人以下の企業の一般事業主行動計画について、周知啓発に努め、計画の策定を促します。 | 男女平等・共同参画課 | | | | | | | | | |
| | 【24】 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。 事業者がワーク・ライフ・バランスの推進に一層積極的に取り組むためのインセンティブとして、入札制度におけるワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定に関する評価項目の見直しを検討します。 | 男女平等・共同参画課 管財契約課 | | | | | | | | | |
| | 【25】 市における職場での女性活躍の推進 高岡市職員女性活躍推進プログラムに基づき、女性職員の活躍を推進するための取り組みを行います。 ア 超過勤務時間の縮減 イ 年次休暇の取得促進 ウ 男性の子育て目的の休暇等の取得促進 | 人事課 | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 市男性職員の育児休業等取得率</td> <td>8% (H28.3)</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数</td> <td>8.0日 (H28.3)</td> <td>10日以上</td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■ 市男性職員の育児休業等取得率 | 8% (H28.3) | 20%以上 | ■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数 | 8.0日 (H28.3) | 10日以上 | |
| 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | |
| ■ 市男性職員の育児休業等取得率 | 8% (H28.3) | 20%以上 | | | | | | | | | |
| ■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数 | 8.0日 (H28.3) | 10日以上 | | | | | | | | | |

| <input type="checkbox"/> 年間超過勤務時間が 360時間以上の市職員数 | 85人 (H28.3) | — | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------|------|------|-----------------|--|--|-----------------|--|--|----------|
| (2) 子育て・介護 支援の整備 ・充実 | <p>【26】 教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実</p> <p>保育園等における保育サービスの充実を図ります。</p> <p>ア 認定こども園への移行促進</p> <p>就学前の教育・保育を一体的に考え、保護者の就労状況に関わらず教育・保育を一体的に提供する認定こども園への移行を推進します。</p> <p>イ 多様な保育サービスの充実</p> <p>保護者が必要とする保育ニーズに応えることができるよう、多様な保育サービスを更に充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業 ・休日一時預かり事業 ・ショートステイ、トワイライト事業 <p>ウ 放課後児童クラブの充実</p> <p>対象児童が小学6年生まで拡大されたことで、利用者の増加が見込まれることから、小学校の余裕教室等を活用し、放課後児童クラブ室の整備を計画的に進めていきます。(整備期間：27年度～31年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か所/年 <table border="1" data-bbox="416 1417 1062 1664"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■病児・病後児対応型実施施設数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>■子育て支援センターの利用者数</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■病児・病後児対応型実施施設数 | | | ■子育て支援センターの利用者数 | | | 子ども・子育て課 |
| 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | |
| ■病児・病後児対応型実施施設数 | | | | | | | | | | | |
| ■子育て支援センターの利用者数 | | | | | | | | | | | |
| | <p>【27】 地域住民の参加・協力による児童の健全育成活動の実施</p> <p>地域住民の参加・協力により、ファミリーサポートセンターを運営するとともに放課後児童育成クラブ、土曜活動などにより児童の健全育成活動の充実を図ります。</p> | 子ども・子育て課 生涯学習課 | | | | | | | | | |

| <p>ア ファミリー・サポート・センターの運営 イ 放課後児童育成クラブの実施 ウ 土曜学習の開設・運営</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 409 742 459">指標</th> <th data-bbox="742 409 901 459">基準数値</th> <th data-bbox="901 409 1061 459">目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 459 742 651">■ 平日の19時まで開設が可能な体制を整えることができる放課後児童育成クラブの数</td> <td data-bbox="742 459 901 651"></td> <td data-bbox="901 459 1061 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 651 742 748">■ 放課後児童育成クラブの受け入れ児童数</td> <td data-bbox="742 651 901 748"></td> <td data-bbox="901 651 1061 748"></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■ 平日の19時まで開設が可能な体制を整えることができる放課後児童育成クラブの数 | | | ■ 放課後児童育成クラブの受け入れ児童数 | | | | | | |
|---|------|------|-----------------|--|-----------------|--|----------------------|--|--------------|--|--------------------|--|---|
| 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | | | |
| ■ 平日の19時まで開設が可能な体制を整えることができる放課後児童育成クラブの数 | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 放課後児童育成クラブの受け入れ児童数 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【28】 育児不安及び児童・青少年問題への相談対応 乳幼児の保護者（家族）の様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供等を行うため、生後3か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問します。</p> <p>ア 生後3か月までの乳児の家庭訪問の実施 イ 育児相談の実施 ウ 家庭児童相談の実施 エ 青少年の悩み事相談の実施 オ カウンセリング指導員（教員）の配置 カ スクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置 キ 子どもと親の相談員の配置 ク 心の教室相談員の配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1420 742 1469">指標</th> <th data-bbox="742 1420 901 1469">基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1469 742 1568">□ カウンセリング指導員配置校</td> <td data-bbox="742 1469 901 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1568 742 1666">□ スクールカウンセラー配置校</td> <td data-bbox="742 1568 901 1666"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1666 742 1765">□ 子どもと親の相談員配置校</td> <td data-bbox="742 1666 901 1765"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1765 742 1863">□ 心の教室相談員の人数</td> <td data-bbox="742 1765 901 1863"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1863 742 1962">□ スクールソーシャルワーカー配置校</td> <td data-bbox="742 1863 901 1962"></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | □ カウンセリング指導員配置校 | | □ スクールカウンセラー配置校 | | □ 子どもと親の相談員配置校 | | □ 心の教室相談員の人数 | | □ スクールソーシャルワーカー配置校 | | <p>健康増進課 子ども・子育て課 少年育成センター 学校教育課 教育センター</p> |
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | | | | | | |
| □ カウンセリング指導員配置校 | | | | | | | | | | | | | |
| □ スクールカウンセラー配置校 | | | | | | | | | | | | | |
| □ 子どもと親の相談員配置校 | | | | | | | | | | | | | |
| □ 心の教室相談員の人数 | | | | | | | | | | | | | |
| □ スクールソーシャルワーカー配置校 | | | | | | | | | | | | | |

| <p>【29】 講座開催時の託児実施 男女平等推進センターが講座を開催する際に、乳幼児を対象とした託児を実施します。</p> | 男女平等・共同参画課 | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-------|------|----------------------|---------------|-------|----------------------------|-----------------|-------|-----------------------------|----------------|---|-----|
| <p>【30】 市職員における仕事と子育ての両立支援 市職員子育て支援プログラムに基づき、市職員の子育てと仕事の両立支援の取り組みを行います。</p> <p>ア 育児休業等を取得しやすい環境の整備 イ 超過勤務縮減の促進 ウ 子育てに関する特別休暇及び子育ての視点からの年次休暇の取得の促進</p> <table border="1" data-bbox="416 792 1062 1133"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 市男性職員の育児休業等取得率〔再掲〕</td> <td>8% (H28.3)</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数〔再掲〕</td> <td>8.0日 (H28.3)</td> <td>10日以上</td> </tr> <tr> <td>□ 年間超過勤務時間が360時間以上の市職員数〔再掲〕</td> <td>85人 (H28.3)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■ 市男性職員の育児休業等取得率〔再掲〕 | 8% (H28.3) | 20%以上 | ■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数〔再掲〕 | 8.0日 (H28.3) | 10日以上 | □ 年間超過勤務時間が360時間以上の市職員数〔再掲〕 | 85人 (H28.3) | — | 人事課 |
| 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | | | |
| ■ 市男性職員の育児休業等取得率〔再掲〕 | 8% (H28.3) | 20%以上 | | | | | | | | | | | |
| ■ 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数〔再掲〕 | 8.0日 (H28.3) | 10日以上 | | | | | | | | | | | |
| □ 年間超過勤務時間が360時間以上の市職員数〔再掲〕 | 85人 (H28.3) | — | | | | | | | | | | | |
| <p>【31】 高齢者、障がい者の在宅介護サービス等の整備・充実 高齢者や障がい者の訪問介護や訪問入浴等、自宅での家事・介護等の支援サービスの充実に努めます。また、一人暮らし高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢福祉推進員や障害者相談員を配置するとともに、相談窓口体制の充実に図ります。</p> <p>ア ミドルステイの実施 イ 生活支援型ホームヘルプサービス（家事や軽作業の支援）の実施 ウ 高齢福祉推進員の配置 エ 障害者相談員の配置 オ 訪問入浴の実施</p> | 高齢介護課 社会福祉課 | | | | | | | | | | | | |
| <p>【32】 介護予防事業の実施 高齢者の自立と生活機能の向上のため、要介護高齢</p> | 高齢介護課 | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>者のいる家族が、介護の方法や予防等の知識・技術を学ぶ介護予防教室など介護予防事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者健康づくり教室の開催 イ 通所型介護予防事業の実施 ウ 住民主体の介護予防活動の推進 | |
|--|--|--|

重点課題5 働く場における女性の活躍支援

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|-----------------------|---|-------------------------|
| (1) 新規採用・起業・再就職の支援 | <p>【33】 女性の就労に関する情報提供</p> <p>結婚、出産、育児等で離職した女性の再就職支援、就労に有効や資格取得などに関する情報を収集・提供に努めます。</p> | 男女平等・共同参画課 |
| | <p>【34】 起業者等への支援</p> <p>起業者や農業従事者への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 創業資金の融資・あっ旋の実施 イ 商店街での開業者の支援 ウ 女性農業者への支援 | 産業企画課 商業雇用課 農業水産課 |
| | <p>【35】 企業への啓発活動</p> <p>企業等に対し、男女が職場において性別による差別を受けることがないように労働に関する各種制度の周知を図ります。</p> | 男女平等・共同参画課 |
| (2) 女性の能力開発・育成の促進 | <p>【36】 事業者への女性登用促進に関する意識啓発</p> <p>セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業、個人事業所等における女性登用の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 女性登用促進に関するセミナーの開催 イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施 | 商業雇用課 男女平等・共同参画課 |
| | <p>【37】 市職員の専門・実務研修等の実施</p> <p>市職員の専門・実務研修や事務の分掌は、性別にこ</p> | 人事課 |

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| | <p>だわらず行い、人材の育成に努めます。</p> | |
| | <p>【38】 女性の能力開発に関する講座の開催 企業や関係機関と連携し、女性の能力開発に関する講座を開催します。</p> | <p>男女平等・共同参画課 商業雇用課</p> |
| <p>(3) 雇用の場における男女平等の視点の促進</p> | <p>【39】 男女の雇用機会の均等などに関する意識啓発 庁内の関係課が連携し、セミナーの開催や情報提供の充実に努め、企業や個人事業所等における男女の雇用機会の均等や、女性の能力開発などについて意識啓発を図ります。 ア 男女の雇用機会の均等などに関するセミナーの開催 イ 男女平等推進センターにおける企画講座・展示の実施</p> | <p>商業雇用課 男女平等・共同参画課</p> |
| | <p>【40】 家族経営協定の締結の促進 農家における家族労働者の労働時間や報酬、休日について取り決める家族経営協定について情報提供を行うなどして、締結を促進します。</p> | <p>農業水産課</p> |
| | <p>【41】 労働相談及び弁護士相談の実施 労働相談や弁護士相談の周知に努めます。</p> | <p>商業雇用課</p> |
| | <p>【42】 適切な職員採用・配置及び就業環境についての配慮 性別にとらわれず、市職員（非正規を含む）の採用や配置を行うとともに、働きやすい就業環境について配慮します。</p> | <p>人事課</p> |

重点課題 6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|-------|---------------------------|------------|
| (1) | 【43】 粋メンプロジェクト等の推進 | 男女平等・共同参画課 |

| 男性の家事・育児・介護等への参加促進 | <p>子育て世代からプラチナ世代（中高年以上）までの幅広い世代の男性を対象に、家事、育児、介護及び仕事と生活の調和等をテーマとした講座やイベントを開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促します。</p> <p>ア 粋メンプロジェクト事業の実施</p> <p>イ 男性の育児への知識と意識を高める育児講座の開催</p> <p>ウ 農業センターにおける農産物加工教室（お父さんの料理教室）の開催</p> | 健康増進課 農業水産課 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|------|------|-----------------------------|--|--|-----------------------|--|--|----------------------------|--|--|--|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 粋メンプロジェクト（男性への意識啓発）の実施事業数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>■ パパとママの育児講座への夫婦での参加率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■ 粋メンプロジェクト（男性への意識啓発）の実施事業数 | | | ■ パパとママの育児講座への夫婦での参加率 | | | □ 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合 | | | |
| | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | | | |
| ■ 粋メンプロジェクト（男性への意識啓発）の実施事業数 | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ パパとママの育児講座への夫婦での参加率 | | | | | | | | | | | | | | |
| □ 夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【44】 ボランティア養成・情報発信支援</p> <p>高齢者や障がい者を支援するボランティアの養成・育成講座を開催するとともに、ボランティア情報の発信を支援します。</p> | 社会福祉課 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【45】 男性の育児休暇取得の促進・啓発活動</p> <p>父親も母親も子育てに参加できる機会を確保できるよう、特に男性の育児休暇取得が促進されるよう普及啓発活動に努めます。また、市職員についても、イクボス宣言などの取組みを通じて子育てを応援する職場環境づくりに努めます。</p> | 人事課 男女平等・共同参画課 | | | | | | | | | | | | | |

基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

重点課題7 あらゆる人に対する人権の尊重

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|-------------------------|---|----------------------------|
| (1) 人権尊重を進める教育・学習の推進 | 【46】 小中学校における人権教育・福祉活動の推進 小・中学校等において、人権教育を推進します。また、小学校児童の友愛訪問活動や地域福祉活動への参加・協力の促進を支援します。 ア ジュニア福祉活動員の育成 イ ジュニア福祉活動校の指定 | 学校教育課 社会福祉課 |
| | 【47】 人権尊重にかかる研修・学習に対する配慮 保育士及び小・中・特別支援学校の教諭の人権尊重意識の向上を図る研修会への参加に配慮します。 また、介護保険サービス事業者に対し、人権尊重意識の向上を図る研修や学習の必要性について、理解と周知を図ります。 | 子ども・子育て課 学校教育課 高齢介護課 |
| | 【48】 市民等への人権尊重意識の啓発 市民等を対象とした人権に関する講演会・講座等を開催するとともに、チラシ等を配布し、人権尊重意識の啓発に努めます。 | 共創まちづくり課 |
| | 【49】 多様な性・生き方に対する理解の浸透 性の多様なあり方を認識し、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に対する理解を進めるための啓発を図ります。 | 共創まちづくり課 男女平等・共同参画課 |
| (2) 人権擁護体制の推進 | 【50】 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議の開催 人権教育推進事業協力者会議及び人権擁護連絡会議を開催し、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。 | 共創まちづくり課 |

| | | |
|------------------------------|--|------------------------|
| | <p>【51】 人権にかかる市民相談及び弁護士による法律相談の実施</p> <p>市役所や男女平等推進センターにおいて、人権にかかる市民相談や弁護士による法律相談を実施します。</p> | 共創まちづくり課 男女平等・共同参画課 |
| | <p>【52】 男女平等問題処理委員会の設置・運営</p> <p>男女平等問題処理委員会を設置し、人権侵害にかかる苦情の申し出を公平に処理します。</p> | 男女平等・共同参画課 |
| (3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実 | <p>【53】 ひとり親家庭への助成等</p> <p>ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、各種資金の貸付や助成を行います。また、精神的な負担を軽減するため、ひとり親家庭への相談体制の充実に努めます。</p> <p>ア 福祉資金等貸付事業 イ 医療費助成事業 ウ 女性相談事業 エ 児童扶養手当の支給 オ 母子家庭自立支援給付金の支給 カ ひとり親家庭等生活応援事業</p> | 子ども・子育て課 |
| | <p>【54】 高齢者、障がい者の生活環境の整備・充実</p> <p>高齢者の介護保険施設を整備し、施設サービス及び地域密着型サービスの充実を図ります。また、高齢者、障がい者が生活しやすい住宅改善・整備費の助成を行います。</p> <p>ア 介護保険施設の整備 イ 住宅改善資金助成 ウ 住宅改善・整備費助成</p> | 高齢介護課 社会福祉課 |
| | <p>【55】 高齢者の生きがいと社会参加の促進</p> <p>高齢者の生きがいと社会参加を促進する事業の実施や支援に努めます。</p> <p>ア シルバー人材センター運営支援の実施 イ 老人クラブ活動支援の実施</p> | 高齢介護課 |

| | |
|---|--------------------------|
| <p>【56】 障がい者の就労支援及びスポーツ・レクリエーション・文化活動等社会参加支援</p> <p>障がい者が、自立した生活を営むことができるよう、情報提供等の就労支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション・文化活動等、社会参加を支援します。</p> <p>ア 障がい福祉サービスに関する情報提供 イ 障がい者の社会参加（スポーツ・レクリエーション・文化活動等）支援</p> | <p>社会福祉課</p> |
| <p>【57】 複合的に困難な状況に置かれた人への理解の促進</p> <p>障がい者や高齢者、外国籍市民であること等による問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、庁内の関係部署の連携により総合的な支援ができるよう取り組みます。</p> | <p>全課 男女平等・共同参画課</p> |

重点課題 8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|-----------------------------|--|---------------------------|
| <p>(1) 配偶者等からの暴力の防止</p> | <p>【58】 高岡市DV対策基本計画に基づく施策の推進</p> <p>高岡市DV対策基本計画に基づき、DVの防止及び被害者の保護に関する取り組みを行います。</p> | <p>男女平等・共同参画課</p> |
| | <p>【59】 高岡市DV対策基本計画の進行管理及び進捗状況の公表</p> <p>高岡市DV対策基本計画の推進状況の進行管理を行うとともに、毎年度、実績をホームページ等で公表します。</p> | <p>男女平等・共同参画課</p> |
| <p>(2) 虐待や迷惑行為の防止</p> | <p>【60】 児童・高齢者虐待の相談の実施及び庁内連携</p> <p>市役所等において、児童・高齢者虐待の相談を実施するとともに、庁内外の関係部署が連携し、より一層</p> | <p>子ども・子育て課 高齢介護課</p> |

| | |
|--|-----|
| <p>の予防啓発と被害者支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 児童虐待相談の実施 イ 高齢者虐待相談の実施 ウ 要保護児童対策地域協議会、実務者検討会議及び個別ケース会議の開催 エ 高齢者虐待防止ネットワーク会議及び地域ケア会議の開催 | |
| <p>【61】 市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発及び相談対応</p> <p>職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針により、市職員に対し啓発するとともに、職員からの相談に対応します。</p> | 人事課 |

重点課題 9 国際化社会における理解と交流

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|--------------------------|---|--|
| <p>(1) 外国籍市民との共生</p> | <p>【62】 英語等活動講師及び外国語指導助手の配置</p> <p>小・中・特別支援学校に英語等活動講師や外国語指導助手（ALT）を配置します。また、市内在住の外国籍児童・生徒に対して日本語指導及び生活適応指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 英語等活動講師の配置 イ 外国語指導助手（ALT）の配置 ウ 市内在住外国籍児童・生徒に対する日本語指導及び生活適応指導の実施 | 学校教育課 |
| | <p>【63】 外国語版ホームページの掲載、外国籍市民の生活相談の実施及び情報提供の充実</p> <p>外国語版ホームページを掲載するなど、各種生活情報や観光情報が得やすい環境づくりに努めます。</p> <p>市民病院において、外国人の患者に対応するため、通訳を配置するとともに、外国語を表記した問診票を使用するなど、外国人が利用しやすい環境を整えま</p> | <p>都市経営課 多文化共生室 広報統計課 市民病院 観光交流課 健康増進課</p> |

| | | |
|-------------------------------|---|----------------------|
| | す。 | |
| | <p>【64】 外国籍市民との交流イベントの開催及び外国語通訳等ボランティアの充実</p> <p>外国籍市民と市民との交流を目的とした国際交流フェスタの開催とともに、外国語の通訳等のボランティアの充実に努めます。</p> <p>ア 国際交流フェスタの開催</p> <p>イ ボランティアの登録</p> | 多文化共生室 |
| (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進 | <p>【65】 国際的な女性問題等への理解促進</p> <p>男女平等・共同参画の推進に関する国際的な理解を深めるため、男女平等推進センターや多文化共生室で情報の収集・提供に努めます。</p> | 男女平等・共同参画課 多文化共生室 |
| | <p>【66】 姉妹・友好都市及び交流都市との交流</p> <p>姉妹・友好都市などとの親善交流等を実施します。また、交流都市などとの交流活動を促進します。</p> <p>ア 姉妹都市・友好都市（ブラジル・ミランドポリス市、アメリカ・フォートウェーン市、中国・錦州市）などとの親善交流等の実施</p> <p>イ 交流都市（イギリス・ベバリー町、中国・遼陽市）などとの交流活動の促進</p> | 多文化共生室 |

重点課題 10 男女の生涯を通じた健康支援

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 |
|---------------------|--|----------------|
| (1) 健康管理・保持増進のため | <p>【67】 特定健康診査及び特定保健指導の実施</p> <p>特定健康診査を実施し、計画的な保健指導等を行います。</p> | 健康増進課 保険年金課 |

| めの支援 | <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 特定健康診査の実施率</td> <td></td> </tr> </table> | | 指標 | 基準数値 | <input type="checkbox"/> 特定健康診査の実施率 | | | |
|--|---|------|------|------|--|--|---|-------|
| | 指標 | 基準数値 | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 特定健康診査の実施率 | | | | | | | |
| | <p>【68】 がん検診の実施</p> <p>がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に結びつけることにより、がんによる死亡の減少に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 子宮がん検診の受診率</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 乳がん検診の受診率</td> <td></td> </tr> </table> | | 指標 | 基準数値 | <input checked="" type="checkbox"/> 子宮がん検診の受診率 | | <input checked="" type="checkbox"/> 乳がん検診の受診率 | |
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 子宮がん検診の受診率 | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 乳がん検診の受診率 | | | | | | | | |
| <p>【69】 地域がん診療連携拠点病院としての取り組みの実施</p> <p>マンモグラフィー健診や乳腺専門外来等の実施など、「女性のがん・放射線治療」を特色とした取り組みを実施します。</p> <p>ア マンモグラフィー健診の実施</p> <p>イ 乳腺専門外来の実施</p> <p>ウ 看護専門外来の実施</p> <p>エ 遺伝性乳がん・卵巣がんカウンセリング外来の実施</p> | | 市民病院 | | | | | | |
| <p>【70】 健康づくり活動への市民参加促進</p> <p>健康づくりボランティアの活動や各種健康教育事業への市民参加を促進します。</p> <p>ア 各地域での健康教室や歩こう会等の開催、がん予防啓発活動</p> <p>イ 食生活改善や食育の推進、身体活動・運動の推進に関する活動</p> <p>ウ 子育て支援活動</p> <p>エ 各ライフステージにおける健康づくりの正しい知識の普及</p> <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | 健康増進課 |
| 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>■ 健康づくり活動への参加者数</p> | | | |
| <p>【71】 市民の健康増進・体力向上のための場と機会の提供</p> <p>学校体育施設の開放や地域におけるスポーツクラブの設置など、市民の健康増進、体力向上のための場と機会の提供を行います。</p> <p>ア 学校体育施設（体育館・グラウンド）の授業時間外の一般利用開放の実施</p> <p>イ スポーツ・レクリエーション大会、スポーツ大会の開催</p> <p>ウ 総合型スポーツクラブ設立支援</p> <p>エ スポーツ施設の利用提供</p> | <p>体育保健課</p> | | |
| <p>【72】 心身の健康に関する個別相談の実施</p> <p>市民の心身の健康に関する個別相談を実施し、健康管理の支援に努めます。</p> <p>特に、自殺やうつなど心の相談については、県の心の相談センターや厚生センターとの密接な連携を図ります。</p> | <p>健康増進課 高齡介護課 社会福祉課</p> | | |
| <p>【73】 HIV/エイズ、薬物乱用、喫煙等に関する指導・意識啓発</p> <p>小・中・特別支援学校の児童・生徒に対し、発達段階に応じてHIV/エイズ、薬物乱用等に関する指導を行うなど啓発に努めます。また、国や県の発行するポスターやチラシなどにより市民への意識啓発を図ります。</p> <p>たばこ健康に関する正しい知識の普及や喫煙者への禁煙指導に取り組み、市民の健康支援に努めます。</p> <p>市役所や市民病院などの公共施設における分煙・禁煙を徹底します。</p> | <p>学校教育課 健康増進課 管財契約課 人事課 市民病院</p> | | |

| 妊娠・出産等に関する健康支援 | <p>【74】 妊娠、出産、育児について学ぶ機会の確保</p> <p>保健センターにおいて「パパとママの育児講座」を開催し、夫婦が安全な妊娠、出産、育児について学ぶ機会を確保します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ パパとママの育児講座への夫婦での参加率</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■ パパとママの育児講座への夫婦での参加率 | | | 健康増進課 |
|--|---|------|------|----------------|-----------------------|---------------|--|----------|
| | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | |
| | ■ パパとママの育児講座への夫婦での参加率 | | | | | | | |
| | <p>【75】 女性を生涯にわたって診療する体制の確保</p> <p>女性専門外来の実施など、女性を生涯にわたって診療する体制を確保し、女性が自分の健康状態について気軽に相談できるよう努めます。</p> <p>ア 女性専門外来の実施 イ 思春期外来の実施 ウ 不妊外来の実施 エ 乳腺専門外来の実施 オ 助産師外来の実施 カ 看護専門外来の実施</p> | 市民病院 | | | | | | |
| | <p>【76】 妊産婦医療費助成及び不妊治療費助成の実施</p> <p>妊産婦の一部対象疾病に医療費の助成を行います。また、不妊治療に要する経費の一部を助成します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 妊産婦医療費助成受給者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ 不妊治療費助成交付件数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | □ 妊産婦医療費助成受給者数 | | □ 不妊治療費助成交付件数 | | 子ども・子育て課 |
| 指標 | 基準数値 | | | | | | | |
| □ 妊産婦医療費助成受給者数 | | | | | | | | |
| □ 不妊治療費助成交付件数 | | | | | | | | |
| <p>【77】 妊産婦・乳幼児健康支援事業の実施</p> <p>妊産婦や乳幼児の健康を支援するため、健康診査を実施するとともに、健康教室を開催します。</p> <p>ア 乳幼児健康診査の実施 イ 母子保健相談・指導 ウ 妊産婦・乳児の一般・精密健康診査及び訪問指導の実施</p> | 健康増進課 | | | | | | | |
| <p>【78】 こども医療費助成の実施</p> <p>子どもが適正な治療を受けることのできる環境づ</p> | 子ども・子育て課 | | | | | | | |

| | |
|--|-------------------|
| <p>くりのため、こども医療費の助成を実施します。</p> | |
| <p>【79】 発達段階に応じた性教育の実施 小・中・特別支援学校の児童・生徒に対し発達段階に応じて性教育を行い、性に関する科学的な知識、生命を尊重する態度及び行動について学ぶ機会を確保します。</p> | <p>学校教育課</p> |
| <p>【80】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念等に対する理解の浸透 あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、男女平等推進センターにおいて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念や男女の性に関する情報の収集・提供に取り組みます。</p> | <p>男女平等・共同参画課</p> |

基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

重点課題 1 1 プランの総合的な推進

| 施策の方向 | 主要な事業 | 担当部署 | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------------------------|------------|----------------|------------------|--|---------------------|------------|--|-------------|--|--|------------|
| (1) 男女平等・共同参画の理解・促進 | <p>【81】 市民等との連携・協力による男女平等推進センター事業の推進</p> <p>講座やイベントの開催に際しては、男女平等推進センターによる企画講座のほか、市民企画講座、学習支援講座など、市民や各団体のニーズを取り入れることとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 男女平等EXPO高岡参加者数</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | ■ 男女平等EXPO高岡参加者数 | | | 男女平等・共同参画課 | | | | | |
| | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | | |
| | ■ 男女平等EXPO高岡参加者数 | | | | | | | | | | | | |
| <p>【82】 男女平等推進センター登録活動団体数や施設利用者の拡大</p> <p>男女平等センターの登録活動団体数や施設利用者数の拡大に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準数値</th> <th>目標数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女平等推進センター利用者数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女平等推進センターにおける男性参加率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>センター登録活動団体数</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 指標 | 基準数値 | 目標数値 | 男女平等推進センター利用者数 | | | 男女平等推進センターにおける男性参加率 | | | センター登録活動団体数 | | | 男女平等・共同参画課 |
| 指標 | 基準数値 | 目標数値 | | | | | | | | | | | |
| 男女平等推進センター利用者数 | | | | | | | | | | | | | |
| 男女平等推進センターにおける男性参加率 | | | | | | | | | | | | | |
| センター登録活動団体数 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【83】 男女平等推進センター事業におけるアンケート調査の実施</p> <p>男女平等推進センターで実施する講座やイベントの際は参加者へのアンケートを行うことで市民ニーズ等を把握し、今後の事業展開の参考とします。</p> | 男女平等・共同参画課 | | | | | | | | | | | | |
| (2) | | <p>【84】 プランの進行管理及び進捗状況の公表</p> | 男女平等・共同参画課 | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------------------|--|-------------------|
| <p>推進体制の 充実・強化</p> | <p>プランの遂行に当たっては、PDCAサイクルにより達成状況を点検・評価し、その後の取り組みに反映させます。</p> <p>プランの毎年の進捗状況はホームページ等で公表します。</p> | |
| | <p>【85】 男女平等推進市民委員会等の開催</p> <p>有識者や市民・各団体の代表で構成する「高岡市男女平等推進市民委員会」を開催し、市における男女平等・共同参画の諸施策について意見を伺います。</p> <p>庁内における男女平等・共同参画施策の推進の連携を図るため、「高岡市男女平等推進庁内連絡会議（幹事会・主任会議）」を開催します。</p> <p>市における男女平等・共同参画に関する普及啓発事業に関する意見交換等の場として「高岡市男女平等推進センターネットワーク会議」を開催します。</p> | <p>男女平等・共同参画課</p> |